

夜間の高等学校に通学している 勤労青少年の職業と学業との 時間的両立等に関する調査

— 結 果 報 告 書 —

昭和56年7月

労働省婦人少年局

は し が き

労働省婦人少年局では、従来から勤労青少年の福祉及び保護対策に資するため、各種の実態調査を実施している。昭和55年度は、当年が勤労青少年福祉法の制定から10年目に当たったため、同法第12条に規定する「職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する（時間の）配慮」の事業主の努力義務について、その履行状況等及び昼間、事業所で雇用者として就労しながら、夜間の高等学校に通学している25歳未満の青少年について、その職業と学業との時間的両立を中心とする実態を統計的に明らかにすることにより、今後の福祉施策の充実に資することとし、「夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と学業との時間的両立等に関する調査」を実施した。

この調査結果が、勤労青少年の福祉向上のため、広く御利用いただければ幸いである。

最後に、この調査に御協力いただいた事業主、夜間の高等学校に通学している勤労青少年、学校長及び関係行政機関の各位に深く感謝の意を表する次第である。

昭和56年7月

労働省婦人少年局

目 次

I 調査実施の概要	1
II 調査結果の概要	4
III 調査結果	10
<事業所調査結果>	10
1 調査対象事業所の産業及び事業所規模別状況	10
2 夜間の高等学校に通学している勤労青少年の状況	10
3 夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対する事業所の配慮の状況	13
(1) 特別の配慮の有無	13
イ (配慮をしている場合) 規定の有無	14
ロ 規定の種類	15
(2) 特別の配慮の内容	16
イ 労働時間に関する配慮の有無及び配慮の内容	16
(イ) 通常の場合(試験期間中もその他の場合も異なる扱いをせず配慮している場合)の配慮の内容	16
(ロ) 試験期間中だけ配慮している場合	18
(ハ) 昼間に行われる学校行事、例えば文化祭とか校外の競技会等に参加するときに配慮している場合の配慮の内容	18
(ニ) 労働時間に関する配慮をしているが配慮ができない特別な時期の有無及びできない場合の時期	19
ロ 経済的配慮の有無及び配慮の内容	20
ハ その他の配慮の有無及び配慮の内容	22
(3) 特別の配慮をしていない事業所で、労働時間に関する配慮をしていない理由	23
(4) 特別の配慮をする必要がないとする事業所で、労働時間に関する配慮をする必要がないとする理由	25

4	夜間の高等学校卒業後の処遇	26
5	通信教育を受けている勤労青少年の有無等	28
(1)	通信教育を受けている勤労青少年の有無	28
(2)	学校の種類	28
(3)	スクーリング期間の扱い	29
	＜勤労青少年（個人）調査結果＞	32
1	調査対象者の属性	32
(1)	性	32
(2)	年齢	32
(3)	職業	32
(4)	雇用形態	34
(5)	勤続年数	34
2	通学生活	36
(1)	通学時間等	36
イ	仕事の本来の終業時刻と学校の始業時刻	36
ロ	仕事を終えて身支度等に要する時間	37
ハ	職場から学校までの所要時間	37
(2)	夜間通学のための時間の配慮の有無	37
3	学校を続けていくための転職の有無	38
4	学業継続の見通し	41
5	高等学校進学に当たり、昼間働くことにした理由	42
6	通学の目的	43
7	卒業後の進学希望の有無及び希望する学校の種類	44

付 表

＜事業所関係＞

表1	産業別、規模別事業所数の構成比	51
表2	産業別、規模別、雇用形態別労働者数の構成比	52
表3	産業別、規模別、夜間の高等学校に通学している勤労青 少年に対する特別の配慮の有無別構成比	54

表 4 産業別、規模別、夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対する特別の配慮に関する規定の有無別構成比	5 5
表 5 産業別、規模別、夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対する労働時間に関する配慮の有無及び配慮の種類別構成比	5 6
表 6 産業別、規模別、労働時間に関する配慮をしている場合の短縮時間別構成比	5 8
表 7 産業別、規模別「労働時間に関する配慮をしている」事業所で労働時間の配慮ができない特別の時期の有無及びある場合の種類別構成比	5 9
表 8 産業別、規模別、夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対する「経済的配慮」の有無及び配慮の種類別構成比	6 0
表 9 夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対する「その他の配慮」の有無及び配慮の種類別構成比	6 2
表 10 産業別、規模別、夜間の高等学校に通学している勤労青少年のために「特別の配慮をしていない」事業所において「労働時間に関する配慮」をしていない理由別構成比	6 3
表 11 産業別、規模別、夜間の高等学校に通学している勤労青少年のために「特別の配慮をする必要がない」事業所において「労働時間に関する配慮」をする必要がない理由別構成比	6 4
表 12 産業別、規模別、夜間の高等学校に通学している勤労青少年の学校卒業後の処遇の変更の有無及び処遇が変更される場合の変更の種類別構成比	6 5
表 13 産業別、規模別、通信教育を受けている勤労青少年の有無及び学校の種類別構成比	6 6
表 14 産業別、規模別、通信教育を受けている勤労青少年に対するスクーリングの期間に対する特別の配慮の有無及び配慮の種類別構成比	6 8

<勤労青少年関係>

表 15 産業別、職業別、性、年齢、勤続年数別夜間の高等学校 に通学している勤労青少年の構成比	70
表 16 産業別、職業別、仕事の本来の終業時刻、学校の始業時 刻、仕事を終えて、身支度等の時間を必要とするか、どう か、必要な場合の所要時間及び職場から学校までの所要時 間別構成比	72
表 17 産業別、職業別、夜間通学するための労働時間に関する 配慮の有無別構成比	74
表 18 産業別、職業別、学校を続けていくための転職経験の有 無並びに回数及び転職理由別構成比	76
表 19 産業別、職業別、学業継続の見通し及び学業継続につい て迷っている場合の理由別構成比	78
表 20 産業別、職業別、通学の目的、昼間働くことにした最も 大きな理由、上級学校への進学希望の有無及び進学を希望 する学校の種類別構成比	80

<調 査 票(様式)>

1 専 業 所 票	82
2 個 人 票	85

I 調査実施の概要

1 調査の目的

昼間、事業所で雇用者として就労しながら、夜間の高等学校に通学している25歳未満の青少年について、その職業と学業との時間的両立を中心とする実態をは握することにより、それら勤労青少年に対する福祉の措置の充実に関する基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査の範囲

- (1) 事業所：都道府県庁所在市（東京都は23区内）に所在する夜間の高等学校に通学している勤労青少年のうちから一定の方法により抽出した下記(2)の者を雇用している事業所約1,000所
- (2) 勤労青少年：都道府県庁所在市（東京都は23区内）に所在する夜間の高等学校に通学している25歳未満の勤労青少年のうちから一定の方法により抽出した約1,000人

3 調査事項

(1) 事業所調査（事業所関係）

- イ 産業、規模、従業員の雇用形態別構成
- ロ 夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対する労働時間等に関する特別の配慮の状況等
- ハ 夜間の高等学校の卒業後の処遇の状況
- ニ 通信教育を受けている勤労青少年の状況及びスクーリング期間に対する特別の配慮の状況

(2) 個人調査（勤労青少年関係）

- イ 性、年齢、勤続年数
- ロ 職種、雇用形態
- ハ 仕事の終業時刻及び学校の始業時刻
- ニ 職場から学校までの所要時間

ホ 夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対する職場の時間配慮の有無及びその状況

ヘ 仕事と学業とを両立させるための転職の有無、回数及び理由

ト 学業継続の見通し及び継続困難な場合の理由

チ 夜間の高等学校に進学した理由

リ 通学の目的

ヌ 上級学校等での勉学希望の有無等

4 調査対象期日

原則として昭和55年10月1日現在

5 調査実施期間

昭和55年10月1日から11月20日まで

6 調査機関

労働省 婦人少年局 — 婦人少年室

7 調査方法

事業所票 実地他計

個人票 実地他計

8 集計方法

労働省婦人少年局において集計した。

9 主な用語の説明

(1) 雇用形態

常用、臨時・日雇の別をいう。

イ 常 用

期間を定めずに雇用されている者（試用又は見習養成期間中及び病気等による長期休職者も含む。）をいい、パート・タイマー、アルバイト

と呼ばれている者でも期間を定めずに雇用されている者は含む。

ロ 臨時・日雇

期間を定めて雇用されている者及び日々雇用されている者をいい、パート・タイマー、アルバイトと呼ばれている者でも期間を定めて雇用されている者及び日々雇用されている者は含む。

(2) 特別の配慮（事業所調査票Ⅲの間１）

「年次有給休暇の利用を認める」とか「年次有給休暇の利用をしやすくする」というのは含まない。

(3) 本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する（事業所調査票Ⅲの間２－１の内容質問）

労働協約、就業規則又は慣行等で、事業所全体を通じて夜間通学をしている者に対して特に一般の労働者より短い労働時間を決めている場合をいう。

(4) 早退を認める（事業所調査票Ⅲの間２－１の内容質問）

本人が年次有給休暇を消化するなどして早退するのではなくて、事実上上司の配慮で本人の労働時間を短縮することをいう。

(5) 夜間通学のための時間の配慮（個人調査票－勤労青少年－質問Ⅳ）

「労働時間を制度的に短縮する」、「早退を認める」、「残業をさせない」等の配慮、また、このような配慮でなくても夜間通学のために何らかの時間的配慮がなされていることをいう。ただし、「年次有給休暇を認める」とか「年次有給休暇の利用をしやすくする」というのは含まない。

Ⅱ 調査結果の概要

＜事業所及び事業所における配慮等に関する事項＞

1 夜間の高等学校に通学している勤労青少年を雇用している事業所の状況

都道府県庁所在市（東京都は23区内）に所在する夜間の高等学校に通学している勤労青少年（15歳以上25歳未満）を雇用している事業所を産業別にみると、主な産業は製造業（42.0%）、卸売・小売・金融・保険・不動産業（24.3%）、サービス業（23.1%）で、この3産業の事業所で全体の9割を占めている。

事業所規模別にみると、1～29人規模が約半分（48.6%）で、次いで30～99人規模が多い（24.5%）。

2 夜間の高等学校に通学している勤労青少年の状況

夜間の高等学校に通学している勤労青少年を産業別にみると、製造業に従事している青少年が最も多く57.8%、次いでサービス業19.4%となっている。また、事業所規模別にみると、100～499人規模の事業所の青少年が最も多く30.9%、次いで1～29人規模の事業所の青少年が28.0%となっている。

通学勤労青少年の全勤労青少年に占める割合は5.8%であるが、産業別には建設業において25.0%と最も高くなっている。

常用・臨時・日雇の雇用形態別では、常用が90.1%を占めているが、産業別には製造業において94.7%と最も高くなっており、他方、公務においては28.6%と低くなっている。

3 夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対する事業所の配慮の状況

(1) 特別の配慮の有無

何か特別の配慮をしている事業所が88.3%、何も配慮をしていない事業所2.6%、配慮の必要がない事業所9.1%となっている。

(2) 何か特別の配慮をしている事業所(88.3%)の配慮の内容

イ 労働時間に関する配慮の有無

配慮をしている事業所 97.9%、配慮をしていない事業所 2.1%となっている。

ロ 労働時間に関する配慮の内容

通常の場合 — 試験期間中もその他の場合も異なる扱いをせず、配慮している場合 — には、残業をさせない事業所 66.8%、早退を認める 42.0%、本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する 37.7%、交替制勤務につかせない 19.0%、勤務時間帯を変更する 18.1% (MA) となっている。サービス業と卸売・小売・金融・保険・不動産業の事業所の一部に試験期間中だけを限って時間の配慮をしている事業所がある。配慮の内容としては、本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する 0.2% など。また、文化祭、校外の競技会等、昼間に行われる学校行事への参加について、特別有給休暇を与える事業所 21.3%、特別無給休暇を与える 19.3%、代わりの出勤をさせる 5.6% となっている。

ハ 経済的配慮の有無

配慮をしている事業所 52.1%、配慮をしていない事業所 47.9% となっている。

ニ 経済的配慮の内容

本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮して終業時刻を早めても賃金カットをしない事業所が最も多く 59.7% (「本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する」配慮をしている事業所の 83.8%)、次いで早退を認めても賃金カットをしない 33.1% (「早退を認める」配慮をしている事業所の 41.6%)、交通費の支給(通学のためのものに限る。) 25.1%、入学金、授業料、教科書代、教材費等、対象を限定して援助 15.2%、奨学金制度の設置 5.8%、給食費の支給(学校で給食されるものに限る。) 3.7% となっている(MA)。

ホ その他の配慮の有無

配慮をしている事業所 15.7%、配慮をしていない事業所 84.3% と

なっている。

へ その他の配慮の内容

寄宿舎・寮に学習室（通常の個室以外の学習専用の部屋）を設置している事業所が最も多く40.1%、次いで業務用自動車等を通学に用いることを認める（貸与）29.0%、通学用自動車等を運行する10.9%となっている（MA）。

- (3) 特別の配慮をしていない事業所（2.6%）で、労働時間に関する配慮をしていない理由

他の従業員と比べて不公平になるとする事業所37.3%、従業員が少ないことなどから、配慮の余裕がない17.0%、業態が通学に適さない10.3%となっている（MA）。

- (4) 特別の配慮の必要がないとする事業所（9.1%）で、労働時間に関する配慮をする必要がないとする理由

終業時刻が早いからとする事業所60.0%、学校が近くにあるから38.2%、残業がないから24.1%となっている（MA）。

4 夜間の高等学校卒業後の処遇

処遇が変わる事業所は54.0%、変わらない事業所は46.0%である。

処遇が変わる事業所について、変更の種類（MA）をみると、賃金の変更が最も多く82.9%、次いで資格の変更28.0%、職務の変更24.4%となっている。

5 通信教育を受けている勤労青少年の有無等

- (1) 通信教育を受けている勤労青少年の有無

通信教育を受けている勤労青少年がいる事業所7.5%、いない83.3%、わからない9.2%となっている。

- (2) 学校の種類

通信教育を受けている学校の種類（MA）をみると、大学が最も多く38.9%、次いで高等学校21.7%、短期大学5.4%となっている。

- (3) スターリングの期間の扱い

特別に配慮している事業所 59.5%、配慮していない事業所 40.5%となっている。配慮の内容は、特別無給休暇（年次有給休暇とは別わくで全期間）が最も多く 28.9%、次いで特別有給休暇（年次有給休暇とは別わくで全期間）17.2%、年次有給休暇プラス特別有給休暇（年次有給休暇不足分を特別有給休暇としてプラス）2.8%、年次有給休暇プラス特別無給休暇（年次有給休暇不足分を特別無給休暇としてプラス）2.2%となっている。

＜勤労青少年の通学生活に関する事項＞

1 調査対象者の属性

(1) 性

男子 70.0%、女子 30.0%となっている。

(2) 年 齢

15～17歳 46.9%、18～19歳 36.7%、20～24歳 16.4%となっている。

(3) 職 業

職業別に割合の高い順でみると、次のとおりである。

技能工・生産工程作業 53.4%、サービス職業従事者 9.9%、専門的・技術的職業従事者 9.8%、販売従事者 9.3%、事務従事者 7.7%、運輸・通信従事者 0.8%となっている。

(4) 雇用形態

常用 9割、臨時・日雇 1割であるが、これを職業別にみると、常用の最も多い職業は専門的・技術的職業従事者（98.9%）で、臨時・日雇の最も多い職業は運輸・通信従事者（27.5%）である。

(5) 勤続年数

6カ月未満 11.4%、6カ月以上1年未満 23.1%、1年以上2年未満 28.1%、2年以上3年未満 17.1%、3年以上5年未満 17.5%、5年以上 2.8%となっている。

2 通学生活

(1) 通学時間等

イ 仕事の本来の終業時刻と学校の始業時刻

仕事の本来の終業時刻は過半数（55.4%）が16時31分～17時、次いで～16時30分（32.7%）、17時01分～17時30分（7.1%）、17時31分～（4.8%）となっている。

学校の始業時刻は大部分（75.4%）が17時30分、次いで17時31分～18時（23.6%）となっており、18時を超えるものは1.0%となっている。

ロ 仕事を終えて身支度等に要する時間

身支度等の時間を必要とする者82.2%、必要としない者17.8%で身支度等に必要な時間は、5分ぐら이가30.3%、6～10分36.2%となっている。

ハ 職場から学校までの所要時間

大部分（84.5%）が30分以内であるが、31分～60分は13.6%、1時間以上かかる者も19%いる。

(2) 夜間通学のための時間の配慮の有無

配慮されている者80.0%、されていない者7.6%、必要がない者12.4%となっている。なお、配慮されている者について、その満足度をみると、今の配慮の程度で十分である94.3%、十分でない5.7%となっている。

3 学校を続けていくための転職の有無

転職経験のある者11.7%、ない者88.3%、転職回数は1回の者64.9%、2回19.7%、3回11.6%、4回以上3.8%で、転職の主な理由として、通学に大変時間がかかる（29.9%）、賃金が低く家族や自分の生活費・学費などが足りない（25.9%）、仕事をする時間が変わったりするので通学に適さない（19.3%）、職場で時間の配慮を全くしてもらえない（17.0%）、職場の人たちが忙しく仕事をしているので、どうしても遠慮する（10.5%）となっている。

4 学業継続の見通し

続けられると思う者 92.3%、迷っている 5.5%、わからない 2.2%となっている。迷っている場合の理由（MA）としては ①疲れる 77.3%、次いで ②勉強が難しい 40.7%、③賃金が低く家族や自分の生活費・学費などが足りない 20.0%、④仕事が忙しい 13.9%、⑤学校へ行っても役に立たない 8.2%、⑥職場の人たちが忙しく仕事をしているので、どうしても遠慮する 5.5%となっている。

5 高等学校進学に当たり、昼間働くことにした理由

経済的に困難だったため（28.2%）、少しでも早い時期から今の仕事をする方がベテランになれるため（28.1%）が、高い割合を占めており、次いで病気等により全日制へ進学できなかったため 4.9%となっている。

6 通学の目的

①学歴取得のため（高校までは是非卒業したい。） 85.3%、次いで ②教養を高めるため 37.0%、③現在の仕事に役立てるため 14.7%、④国家試験等の受験のため 13.8%、⑤転職に役立てるため 13.2%、⑥職場での待遇がよくなるため 12.0%となっている。

7 卒業後の進学希望の有無及び希望する学校の種類

進学したいとする者 40.4%、進学したくないとする者 59.6%で、進学希望者の学校の種類としては、①夜間の大学 39.4%、次いで ②専修学校・各種学校 33.9%、③昼間の大学 16.5%となっている。

III 調 査 結 果

<事業所調査結果>

1 調査対象事業所の産業及び事業所規模別状況

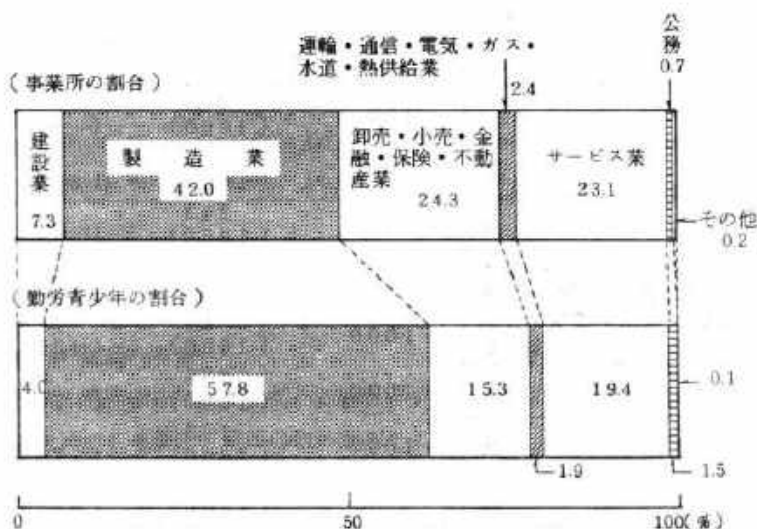
都道府県庁所在市（東京都は23区内）に所在する夜間の高等学校に通学している25歳未満の勤労青少年を雇用している事業所を産業別にみると、最も多いのは製造業で42.0%、次いで卸売・小売・金融・保険・不動産業24.3%、サービス業23.1%、建設業7.3%、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業2.4%、公務0.7%の順になっている（図1）。

夜間の高等学校に通学している勤労青少年を雇用している事業所の規模をみると、1～29人規模が最も多く48.6%、次いで30～99人24.5%、100～499人18.8%、500～999人4.2%、1,000人以上3.9%の順になっており、100人未満の規模が全体の73.1%を占めている（図2）。

2 夜間の高等学校に通学している勤労青少年の状況

夜間の高等学校に通学している勤労青少年を産業別にみると、製造業が最も多く、通学勤労青少年の57.8%、次いでサービス業19.4%、卸売・小売・金融・保険・不動産業15.3%、建設業4.0%、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業1.9%、公務1.5%となっている（図1）。また、事業所規模別にみると、100～499人規模が最も多く、通学勤労青少年の30.9%、次いで1～29人規模の28.0%、30～99人規模22.1%、1,000人以上規模11.0%、500～999人規模8.0%となっており、100人未満規模の事業所で雇用されている者が半数（50.1%）に達している（図2）。通学勤労青少年の全勤労青少年に占める割合は5.8%であるが、産業別には建設業の25.0%が最も高く、製造業の4.6%が最も低い（表1）。

図1 夜間の高等学校に通学している勤労青少年を雇用している事業所の産業別割合及び当該勤労青少年の産業別割合



注1) 事業所総数 14,396 所(推計値)

2) 青少年総数 38,627 人(推計値)

図2 夜間の高等学校に通学している勤労青少年を雇用している事業所の規模別割合及び当該勤労青少年の規模別割合

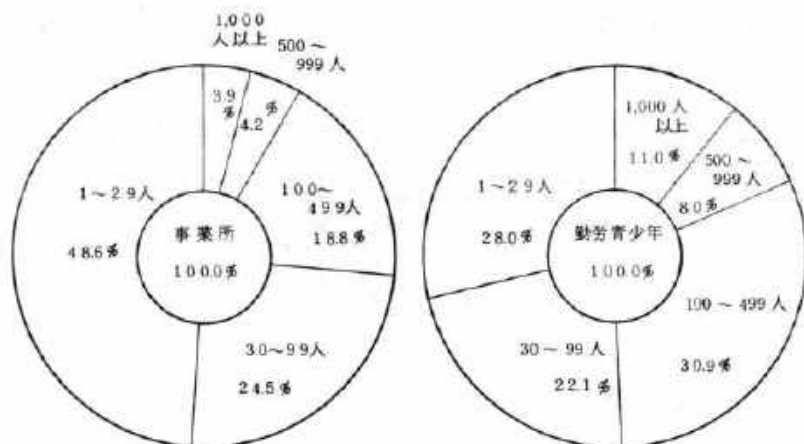


表3 夜間の高等学校に通学している勤労青少年の
雇用形態の事業所規模別状況

(%)

区 分	計	1,000 人以上	500 ～999	100 ～499	30 ～99	1～29
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
常 用	90.1	80.3	94.4	97.0	87.4	87.2
臨 時・日 雇	9.9	19.7	5.6	3.0	12.6	12.8

3 夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対する事業所の配慮 の状況

(1) 特別の配慮の有無

夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対して、職業と学業との両立のために、事業所が何か特別の配慮をしているか、どうかをみたのが図3である。何か特別の配慮をしているとする事業所が88.3%、何も配慮をしていないとする事業所が2.6%、配慮の必要がないとする事業所が9.1%となっている。これを表4により、産業別にみると、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業(95.3%)、サービス業(93.3%)で9割以上の事業所が、何か特別の配慮をしており、他の産業に比べてその割合が高くなっている。特別の配慮をしていない事業所は公務(15.5%)で、特別の配慮をする必要がない事業所は建設業(19.2%)、卸売・小売・金融・保険・不動産業(11.2%)で、それぞれその割合が他の産業に比べて高くなっている。

図3 特別の配慮の有無

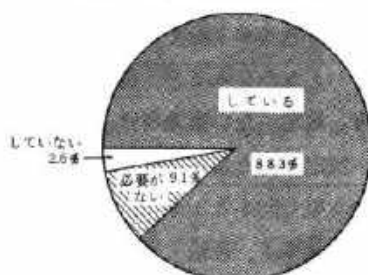


表4 産業別、特別の配慮の有無

(%)

区 分	建 設 業	製 造 業	卸金不 売融・動 ・小保 売險・業	運気・不 輸・熱 ・ガス ・通供 ・信・給 ・水 電道業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
している	80.1	87.1	87.4	95.3	93.3	84.5	100.0
していない	0.7	4.1	1.5	0.9	1.5	15.5	0.0
必要がない	19.2	8.8	11.2	3.8	5.3	0.0	0.0

事業所規模別にみると、1～29人規模では何か特別の配慮をしている事業所が87.2%、何も配慮をしていない2.3%、配慮の必要がない10.5%、30～99人規模では何か特別の配慮をしている83.9%、何も配慮をしていない4.9%、配慮の必要がない11.2%、100～499人規模では何か特別の配慮をしている93.4%、何も配慮をしていない1.0%、配慮の必要がない5.7%、500～999人規模では何か特別の配慮をしている94.2%、何も配慮をしていない1.2%、配慮の必要がない4.6%、1,000人以上規模では何か特別の配慮をしている98.8%、何も配慮をしていない0.5%、配慮の必要がない0.7%となっている。このように30人以上規模の事業所については、規模が大きくなるに従い、何か特別の配慮をしているという割合が高くなっている。

イ (配慮をしている場合) 規定の有無

夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対して、何か特別の配慮をしている事業所(88.3%)を100として、その配慮が何らかの規定に基づいているかどうかをみると、規定がある事業所は8.7%で1割に満たない。一方、規定がない事業所は91.3%となっている。これを産業別にみると、規定がある事業所は建設業6.4%(規定がない93.6%)、製造業11.9%(同88.1%)、卸売・小売・金融・保険・不動産業7.1%(同92.9%)、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業

0.9%（同99.1%）、サービス業4.8%（同95.2%）、公務62.2%（同37.8%）となっている（表5）。

次いで事業所規模別にみると、規定がある事業所は、1～29人規模3.8%（規定がない96.2%）、30～99人規模11.4%（同88.6%）、100～499人規模9.0%（同91.0%）、500～999人規模12.0%（同88.0%）、1,000人以上規模42.2%（同57.8%）となっており、1,000人以上で規定がある事業所の割合が最も高い。

ロ 規定の種類

規定がある事業所（8.7%）を100としてその規定の種類をみると、労働協約とする事業所は2.0%、就業規則は23.4%、その他79.7%（P46注1参照）となっている。産業別にみると、労働協約では建設業（11.1%）が、就業規則ではサービス業（42.6%）、製造業（25.4%）が他の産業に比べて高くなっている（表5）。

表5 産業別、配慮の規定の有無及び規定の種類別状況

(%)

区 分		計	建設業	製造業	卸売・小売・金融・不動産業	運輸・郵便・電気・ガス・熱供給・水道業	サービス業	公務	その他
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
規定がある (MA)	小 計	8.7 (100.0)	6.4 (100.0)	11.9 (100.0)	7.1 (100.0)	0.9 (100.0)	4.8 (100.0)	62.2 (100.0)	0.0
	労働協約	(2.0)	(11.1)	(1.9)	(0.0)	(0.0)	(2.7)	(0.0)	
	就業規則	(23.4)	(11.1)	(25.4)	(13.8)	(0.0)	(42.6)	(0.0)	
	その他	(79.7)	(77.8)	(81.8)	(86.2)	(100.0)	(54.7)	(100.0)	
規定がない	小 計	91.3	93.6	88.1	92.9	99.1	95.2	37.8	100.0

(2) 特別の配慮の内容

イ 労働時間に関する配慮の有無及び配慮の内容

何か特別の配慮をしている事業所(88.3%)を100として労働時間に関する配慮の状況をみたのが表6である。労働時間に関する配慮をしている事業所97.9%、配慮をしていない事業所2.1%となっている。

産業別にみると、建設業、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業、公務ではいずれも100%、労働時間に関する配慮をしている。

事業所規模別にみると、配慮している事業所は1~29人規模97.7%。(配慮していない2.3%)、30~99人規模98.7%(同1.3%)、100~499人規模98.0%(同2.0%)、500~999人規模100.0%(同0.0%)、1,000人以上規模91.9%(同8.1%)となっている。

表6 労働時間に関する配慮の有無

(%)

区 分	計	建 設 業	製 造 業	卸・小 売・金 ・保険 ・不動産 ・金融業	運輸・ 通信・ 電気・ ガス・ 水道・ 熱供給 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
配慮をしている	97.9	100.0	96.4	99.6	100.0	97.7	100.0	100.0
配慮をしていない	2.1	0.0	3.6	0.4	0.0	2.3	0.0	0.0

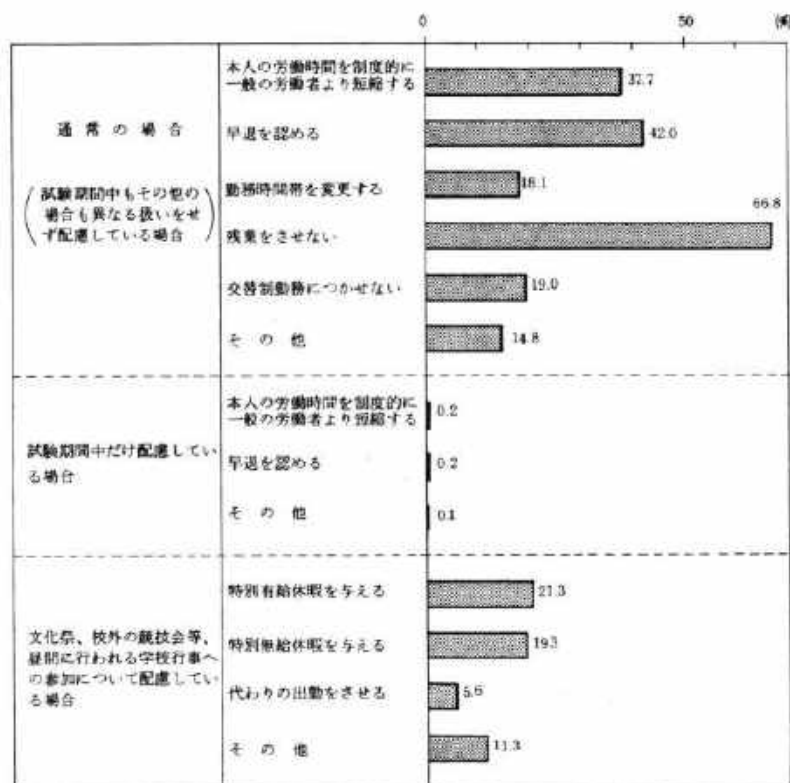
(イ) 通常の場合(試験期間中もその他の場合も異なる扱いをせず、配慮している場合)の配慮の内容

残業をさせない事業所が最も多く、66.8%、次いで、早退を認める42.0%。本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する37.7%となっている(MA)(図4)。

これを産業別にみると、建設業では①残業をさせない71.4%、②本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する59.2%、③早退を認める48.3%、製造業では①残業をさせない67.3%、②早退

を認める 4 2.2 ⅔、③本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する 3 6.0 ⅔、卸売・小売・金融・保険・不動産業では①残業をさせない 6 4.5 ⅔、②早退を認める 4 5.1 ⅔、③本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する 3 5.0 ⅔、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業では①残業をさせない 8 8.0 ⅔、②勤務時間帯を変更する 5 1.8 ⅔、③交替制勤務につかせない 5 0.0 ⅔、サービス業では①残業をさせない 6 4.8 ⅔、②早退を認める 4 1.8 ⅔、③本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する 3 7.5 ⅔、公務では①残業をさせない 7 3.2 ⅔、②早退を認める 6.1 ⅔となっている。

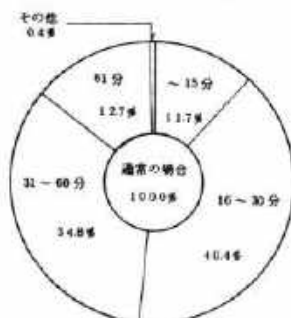
図 4 労働時間に関する配慮の状況 (MA)



事業所規模別にみると、残業をさせないが、各規模とも1位を占めており、2位は早退を認める（500～999人規模を除く各規模）又は勤務時間帯を変更する（500～999人規模）、3位は本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する（100～499人規模を除く各規模）又は交替制勤務につかせない（100～499人規模）となっている。

なお、本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮している場合の短縮時間別の状況は図5のとおりで、16分以上30分までが最も多く40.4％、次いで31分以上60分までが34.8％となっており、これら（16分から60分まで）で全体の75.2％を占めている。

図5 短縮時間別状況



(ロ) 試験期間中だけ配慮している場合

サービス業及び卸売・小売・金融・保険・不動産業の事業所のごく一部に、このような配慮をしているものがみられる（図4）。

(ハ) 昼間に行われる学校行事、例えば文化祭とか校外の競技会等に参加するときに配慮している場合の配慮の内容

特別有給休暇を与える事業所が最も多く21.3％、特別無給休暇を与える19.3％、代わりの出勤をさせる5.6％となっている（図4）。

これを産業別にみると、卸売・小売・金融・保険・不動産業（23.9％）、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（54.6％）、サービス業（20.5％）では特別有給休暇を与える事業所が1位を占めており、建設業（40.0％）、製造業（22.2％）では特別無給休暇を

与えるが1位となっている。なお、卸売・小売・金融・保険・不動産業、サービス業では代わりの出勤をさせている事業所の割合が高い。

事業所規模別にみると、特別有給休暇を与える事業所は1～29人規模で24.9%と最も高く、1,000人以上規模で10.7%、その他の各規模で18%台となっている。特別無給休暇を与えるでは1,000人以上規模で34.0%と最も高く、1～29人規模では25.0%、30～99人規模で21.2%となっている。

代わりの出勤をさせる事業所は500～999人規模で目立って高く、28.7%となっており、他の規模ではいずれも1割を下回っている。

(二) 労働時間に関する配慮をしているが、配慮ができない特別な時期の有無及びできない場合の時期

夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対して通常は労働時間に関する配慮をしているが、配慮ができない特別な時期があるか、あるとすれば、それはどんな内容かを種類別にみたのが表7である。

表7 産業別、労働時間に関する配慮をしているが配慮ができない特別な時期の有無及びある場合の種類別状況

区 分		計	建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 ・ 金 ・ 保 険 ・ 金 ・ 業	運 輸 ・ 倉 庫 ・ 通 信 ・ 給 電 道 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他
配慮が できない 特別な時期	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	あ る	10.7	13.8	10.3	12.5	4.6	8.9	26.8	0.0
	な い	89.3	86.2	89.7	87.5	95.4	91.1	73.3	100.0
ある場合の 種類 (MA)	計	(10.7) 100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	本人の出張時	3.0	0.0	2.3	3.4	0.0	5.6	0.0	
	商品の 売出し期間	19.4	0.0	40.5	11.9	0.0	0.0	0.0	
	決算期	0.8	0.0	0.8	1.6	0.0	0.0	0.0	
	そ の 他	90.7	100.0	87.6	84.7	100.0	100.0	100.0	

注) 「その他」についての具体的回答は全くない。

配慮ができない特別な時期がある事業所は10.7%、ない事業所は89.3%で、ある事業所について、これを更に各産業別にみると、建設業では13.8%、製造業では10.3%、卸売・小売・金融・保険・不動産業12.5%、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業4.6%、サービス業8.9%、公務26.8%となっており、公務の事業所が特に多い。事業所規模別にみると、1,000人以上規模で最も高く33.1%、次いで500～999人規模29.9%、1～29人規模14.0%であるが、他の規模は2～3%である。

ロ 経済的配慮の有無及び配慮の内容

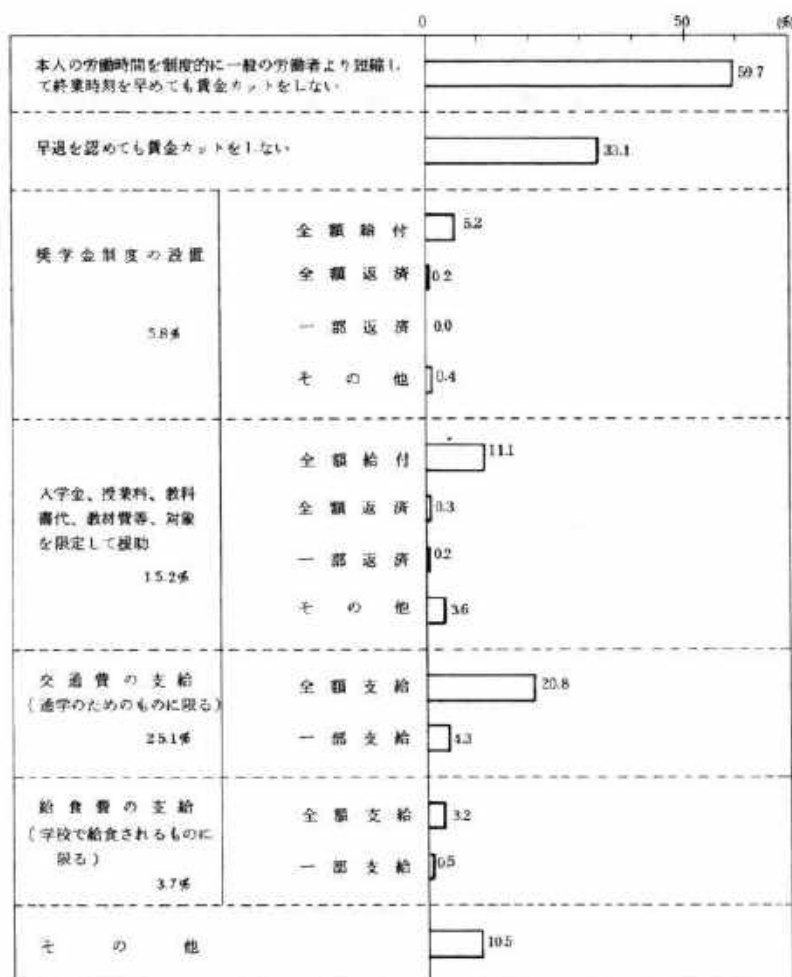
何か特別の配慮をしている事業所(88.3%)を100として、経済的配慮の有無及び配慮の内容をみたのが表8及び図6である。

経済的配慮をしている事業所は52.1%で、労働時間に関する配慮をしている事業所(97.9%)よりかなり少なく、これを産業別にみると、建設業では49.8%、製造業55.3%、卸売・小売・金融・保険・不動産業48.0%、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業13.5%、サービス業54.8%、公務85.4%となっている。事業所規模別にみると、30～99人規模が最も高く56.9%、次いで1,000人以上規模55.1%、1～29人規模54.7%、100～499人規模46.7%、500～999人規模19.5%の順になっている。

表8 経済的配慮の有無

区 分	(%)							
	計	建設業	製造業	卸売・小売・金融・保険業	運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業	サービス業	公務	その他
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
配慮をしている	52.1	49.8	55.3	48.0	13.5	54.8	85.4	0.0
配慮をしていない	47.9	50.2	44.7	52.0	86.5	45.2	14.6	100.0

図6 経済的配慮の状況（MA）



経済的配慮をしている事業所を100としてその内容をみると、1位は本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮して終業時刻を早めても賃金カットをしない59.7%となっており、これは(2)のイの(i)及び(ロ)でみた「本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する」配慮をしている事業所の83.8% ($\frac{88.3\% \times 0.521 \times 0.597}{88.3\% \times 0.979 \times (0.377 + 0.002)}$)

に当たっている。

終業時刻を早めても賃金カットをしない事業所を産業別にみると、製造業 67.2%、サービス業 59.2%、卸売・小売・金融・保険・不動産業 50.7%、建設業 46.1%、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業 45.5%の順になっている。

次いで、早退を認めても賃金カットをしない 33.1%となっており、これは「早退を認める」配慮をしている事業所の 41.6% ($\frac{88.3\% \times 0.521 \times 0.331}{0.979 \times (0.420 + 0.002)}$) に当たっている。

早退を認めても賃金カットをしない事業所を産業別にみると、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業 61.4%、卸売・小売・金融・保険・不動産業 57.9%、建設業 54.2%、サービス業 26.7%、製造業 21.5%、公務 7.1%の順になっている。

このほか、通学のための交通費を支給している事業所 25.1%、入学金、授業料、教科書代、教材費等、対象を限定して援助 15.2%、奨学金制度の設置 5.8%、学校で支給される給食費の支給 3.7%等となっている。

ハ その他の配慮の有無及び配慮の内容

特別の配慮をしている事業所 (88.3%) を 100 として、その他の配慮の有無及び配慮の内容をみたのが表 9 である。

その他の配慮をしている事業所は 15.7% で、産業別にみると卸売・小売・金融・保険・不動産業の 21.7%、製造業の 17.3%、建設業の 12.9% が上位を占めている。

その他の配慮の内容を種類別にみると、寄宿舎・寮に学習室 (通常の個室以外の学習専用の部屋) を設置している事業所が最も多く 40.1%、次いで業務用自動車等を通学に用いることを認めている (貸与) 29.0%、通学用自動車等を運行する 10.9%、その他 42.6% (P46 注 2 参照) となっている。寄宿舎・寮に学習室 (通常の個室以外の学習専用の部屋) を設置している事業所は、製造業 (43.1%)、卸売・小売・金融・保険・不動産業 (49.9%)、サービス業 (19.6%)、公務 (100.0%) で 1 位を占めている。

業務用自動車等を通学に用いることを認めている (貸与) 事業所は、

建設業（64.2％）、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（42.9％）で1位となっている。

通学用自動車等を運行している事業所は、製造業（22.0％）で目立っているほか、建設業（5.5％）、サービス業（4.1％）で若干みられる。

表9 その他の配慮の有無別及び配慮の種類別状況

(%)

区 分		計	建設業	製造業	卸売・小売業・金融業	運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業	サービス業	公務	その他
計		(88.3)							
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
配 慮	し て い る	15.7	12.9	17.3	21.7	2.1	9.4	8.5	38.5
	し て い な い	84.3	87.1	82.7	78.3	97.9	90.6	91.5	61.5
配 慮 の 種 類 (M A)	通学用自動車等を運行する	10.9	5.5	22.0	0.0	0.0	4.1	0.0	0.0
	業務用自動車等を通学に用いることを認める(貸与)	29.0	64.2	22.7	37.9	42.9	13.1	0.0	100.0
	寄宿舎・寮に学習室(通常の個室以外の学習専用の部屋)を設置する	40.1	12.8	43.1	49.9	0.0	19.6	100.0	0.0
	そ の 他	42.6	23.9	42.0	38.3	57.1	63.2	14.3	0.0

(3) 特別の配慮をしていない事業所で、労働時間に関する配慮をしていない理由

図3でみた特別の配慮をしていない事業所(2.6)を10.0として、労働時間に関する配慮をしていない理由をみたのが表10である。

配慮をしていない理由の主なものとしては、他の従業員と比べて不公平

になる(37.3%)、従業員が少ないことなどから配慮の余裕がない(17.0%)、業態が通学に適さない(10.3%)、その他(51.1%)、(P46注3参照)が挙げられている。

産業別にみると、他の従業員と比べて不公平になるとする事業所は、製造業(49.4%)、卸売・小売・金融・保険・不動産業(19.6%)、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業(100.0%)である。

表10 労働時間に関する配慮をしていない理由別状況(MA)
(特別の配慮をしていない事業所)

(%)

区 分	計	建設業	製造業	卸売・小売・金融・保険・不動産業	運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業	サービス業	公務
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
他の従業員と比べて不公平になる	37.3	0.0	49.4	19.6	100.0	8.2	0.0
従業員が少ないことなどから配慮の余裕がない	17.0	100.0	18.4	0.0	0.0	24.4	0.0
業態が通学に適さない	10.3	0.0	15.5	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	51.1	0.0	35.5	88.2	100.0	75.3	100.0

従業員が少ないことなどから、配慮の余裕がないとする事業所は、建設業(100.0%)、製造業(18.4%)、サービス業(24.4%)である。

業態が通学に適さないとする事業所は製造業(15.5%)だけにみられる。

事業所規模別にみると、1～29人規模では40.4%が他の従業員と比べて不公平になる、29.8%が従業員が少ないことなどから配慮の余裕がないを挙げている。30～99人規模では34.1%が他の従業員と比べて不公平になる、22.0%が業態が通学に適さないを挙げている。500～999

人規模、1,000人以上の規模では、他の従業員に比べて不公平になるを100.0%の理由としてあげている。

- (4) 特別の配慮をする必要がないとする事業所で、労働時間に関する配慮をする必要がないとする理由

図3でみた特別の配慮をする必要がないとする事業所(9.1%)を100として、労働時間に関する配慮をする必要がないとする理由をみたのが表11である。最も割合が高いのは終業時刻が早いから(60.0%)で、次いで学校が近くにあるから(38.2%)、残業がないから(24.1%)、その他(21.1%)(P46注4参照)となっている。

表11 労働時間に関する配慮をする必要がない理由別状況(MA)
(特別の配慮をする必要がない事業所)

終業時刻が早いから 60.0% (100.0%)	●事業所一般の終業時刻が早い (74.5%) ●当該勤労青少年がパート・タイマーや アルバイトであるため (46.2%)
残業がないから 24.1% (100.0%)	●事業所一般の残業がない (33.4%) ●当該勤労青少年がパート・タイマーや アルバイトであるため (66.6%)
学校が近くにあるから	38.2%
そ の 他	21.1%

産業別にみると、終業時刻が早いからとする事業所の内訳として事業所一般の終業時刻が早いとするものは、製造業(51.3%)、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業(53.8%)で割合が高く、当該勤労青少年がパート・タイマーやアルバイトであるためとする事業所は、卸売・小売・金融・保険・不動産業(65.9%)、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業(30.8%)でその割合が高い。

学校が近くにあるからを理由とする事業所は、製造業(64.5%)、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業(38.5%)、サービス業(28.0%)でその割合が高い。残業がないからを理由とする事業所で当該勤労青

少年がパート・タイマーやアルバイトであるためとするものは製造業（33.8%）で割合が高いが、他の産業では極めて低い。

事業所規模別にみると、1～29人規模では、当該勤労青少年がパート・タイマーやアルバイトであるため（41.6%）とする事業所の割合が最も高く、次いで事業所一般の終業時刻が早い（32.7%）、学校が近くにあるから（20.6%）となっている。30～99人規模では、学校が近くにあるから（70.4%）、事業所一般の終業時刻が早い（65.3%）が高い。100～499人規模では学校が近くにあるから（47.1%）、事業所一般の終業時刻が早い（37.3%）となっている。500～999人規模、1,000人以上規模ではいずれも、事業所一般の終業時刻が早い（100.0%）となっている。

4 夜間の高等学校卒業後の処遇

夜間の高等学校に通学している勤労青少年を雇用している事業所において、当該勤労青少年が学校卒業後、将来的にみて資格等の処遇はどうなるのかをみたのが、表12、表13である。

変わるとする事業所は54.0%、変わらないとする事業所は46.0%であった。変わるとする事業所を100として処遇の変更の種類をみると、最も割合の高いのは賃金の変更82.9%、次いで資格の変更28.0%、職務の変更

表12 夜間の高等学校卒業後の処遇の変更の有無別状況

(%)

区 分	計	建 設 業	製 造 業	卸・小 売・金 ・動 産・業 ・保 険	運・輸・ガ ス・通 信・水 ・熱・給 ・電・道 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
変 わ る	54.0	69.6	46.6	64.8	17.5	56.1	34.0	0.0
変 わ ら ない	46.0	30.4	53.4	35.2	82.5	43.9	66.0	100.0

表 1 3 夜間の高等学校卒業後の処遇の変更の種類別状況 (MA)

区 分	計	建 設 業	製 造 業	卸売・小売・金融・保険・不動産業	運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給・電道業	サービス業	公務	その他
計	(54.0)							
資格の変更	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
職務の変更	28.0	17.2	38.5	23.2	46.7	20.5	100.0	
賃金の変更	24.4	11.7	117.5	32.2	25.0	30.5	0.0	
そ の 他	82.9	69.6	85.1	90.3	78.3	77.3	0.0	
	14.8	30.2	19.1	13.3	5.0	4.5	0.0	

2.4.4 Ⅱ、その他 14.8 Ⅱ (P 4 6 注 5 参照) となっている (MA)。

これを産業別にみると、賃金の変更は各産業とも 7 ～ 9 割の事業所が実施しており、卸売・小売・金融・保険・不動産業で 90.3 Ⅱと最高である。

資格の変更は公務の 100.0 Ⅱで最高で、次いで運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業 46.7 Ⅱ、製造業 38.5 Ⅱで、他の産業はいずれも 2 割程度である。

職務の変更は卸売・小売・金融・保険・不動産業の 32.2 Ⅱが最も高く、次いでサービス業 20.5 Ⅱ、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業 17.2 Ⅱで、他の産業は 10 Ⅱ台である。

事業所規模別にみると、賃金の変更は 500 人未満の規模で高く、1 ～ 29 人規模では 24.4 Ⅱ、100 ～ 499 人規模で 11.7 Ⅱ、30 ～ 99 人規模で 117.5 Ⅱとなっており、500 ～ 999 人規模では 3 割弱 (32.2 Ⅱ) となっている。

資格の変更は 500 人以上の規模で高く、500 ～ 999 人規模で 78.3 Ⅱ、1,000 人以上規模で 82.9 Ⅱとなっており、規模の小さい 1 ～ 29 人規模では 2 割弱 (14.8 Ⅱ) となっている。

職務の変更は各規模とも半数を下回っており、最も割合の高い規模は 500

999人規模の47.7%、最も割合の低い規模は1～29人規模の18.2%である。

5 通信教育を受けている勤労青少年の有無等

(1) 通信教育を受けている勤労青少年の有無

調査対象事業所（夜間の高等学校に通学している勤労青少年を雇用している事業所）のうち、通信教育を受けている勤労青少年を雇用している事業所は7.5%である（表14）。産業別にみると、サービス業（17.7%）、公務（12.4%）、製造業（7.1%）、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（6.4%）でその割合が高く、他の産業では極めて低い。事業所規模別にみると、1,000人以上規模の44.9%が特に目立っており、次いで100～499人規模の14.6%、500～999人規模の13.1%、30～99人規模の6.4%、1～29人規模の1.9%となっている。

なお、通信教育を受けている勤労青少年がいるか、いないか、わからないとする事業所が9.2%ある（表14）。

表14 通信教育を受けている勤労青少年の有無及び学校の種類別状況

（夜間の高等学校に通学する勤労青少年を雇用している事業所）

い	る	7.5% (100.0%)	{	高 等 学 校	(21.7%)
		学校の種類		短 期 大 学	(5.4%)
		(MA)		大 学	(38.9%)
				そ の 他	(52.6%)
い	な	い		83.3%	
わ	か	ら	な	い	9.2%

(2) 学校の種類

通信教育を受けている勤労青少年を雇用している事業所（7.5%）を100として、通信教育の学校の種類（MA）をみると、大学が最も多く38.9

％、次いで高等学校 21.7％、短期大学 5.4％、その他の学校 52.6％となっている。産業別にみて、大学とする事業所の割合が高いのは、公務（100.0％）、製造業（46.8％）、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（40.9％）、サービス業（33.8％）、短期大学とするのは公務（50.0％）、建設業（28.6％）、高等学校とするのは運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（72.7％）、製造業（26.2％）となっている。

(3) スクーリングの期間の扱い

通信教育を受けている勤労青少年を雇用している事業所（7.5％）を100として、スクーリング期間に対し特別に配慮している事業所は59.5％、配慮していない事業所は40.5％である（表15）。

特別に配慮している事業所の割合を産業別にみると、製造業（66.7％）、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（40.9％）、サービス業（57.2％）、公務（100.0％）、で高く、他方、配慮をしていない事業所は建設業（100.0％）、卸売・小売・金融・保険・不動産業（100.0％）、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（59.1％）で高い。

事業所規模別に特別に配慮している事業所の割合の高い順でみると、

表15 通信教育を受けている勤労青少年に対するスクーリング期間
に対する特別の配慮の有無別状況

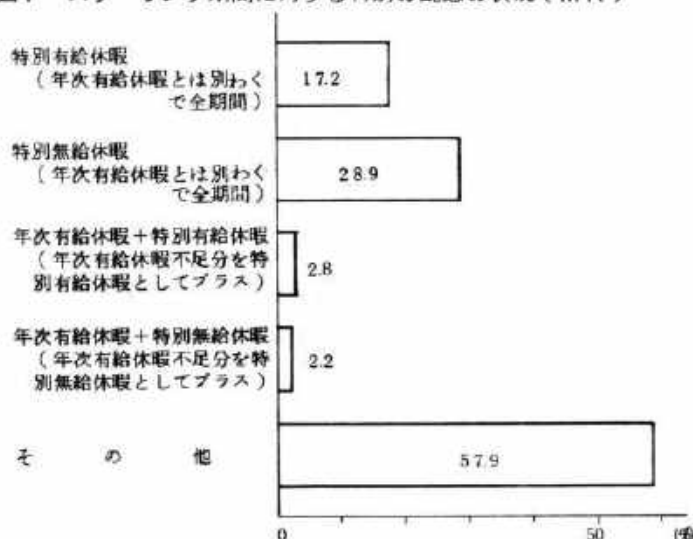
（夜間の高等学校に通学している勤労青少年を雇用している事業所）^(※)

区 分	計	建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 ・ 金 ・ 業	融 資 ・ 動 産 ・ 保 険 ・ 業	運 輸 ・ 通 信 ・ 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	サ ー ビ ス 業	公 務
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
特別に配慮している	59.5	0.0	66.7	0.0	40.9	57.2	100.0	
配慮していない	40.5	100.0	33.3	100.0	59.1	42.8	0.0	

1,000人以上規模（80.7％）、100～499人規模（76.3％）、1～29人規模（50.0％）、500～999人規模（48.1％）、30～99人規模（15.2％）となっている。

次に特別に配慮をしている事業所（59.5％）を100として配慮の内容の種類別をみると、図7のとおりである。

図7 スクーリング期間に対する特別の配慮の状況（MA）



特別無給休暇（年次有給休暇とは別わくで全期間）が28.9％、次いで特別有給休暇（年次有給休暇とは別わくで全期間）17.2％、年次有給休暇プラス特別有給休暇（年次有給休暇不足分を特別有給休暇としてプラス）2.8％、年次有給休暇プラス特別無給休暇（年次有給休暇不足分を特別無給休暇としてプラス）2.2％となっているが、その他の配慮とする事業所も57.9％（P46注6参照）ある。

配慮の内容を産業別にみると、特別無給休暇（年次有給休暇とは別わくで全期間）としている事業所の割合は、サービス業（48.2％）で高い。特別有給休暇（年次有給休暇とは別わくで全期間）としている事業所の割合は、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（66.7％）、サービス

業（20.4％）で高い。年次有給休暇プラス特別有給休暇（年次有給休暇不足分を特別有給休暇としてプラス）としている事業所の割合は、サービス業（3.8％）で、年次有給休暇プラス特別無給休暇（年次有給休暇不足分を特別無給休暇としてプラス）を採用している事業所の割合は、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（33.3％）で高い。製造業と公務では、その他の配慮が目立って高い（83.5％と100.0％）。

＜勤労青少年（個人）調査結果＞

1 調査対象者の属性

(1) 性

性別は、男子70.0％、女子30.0％である。

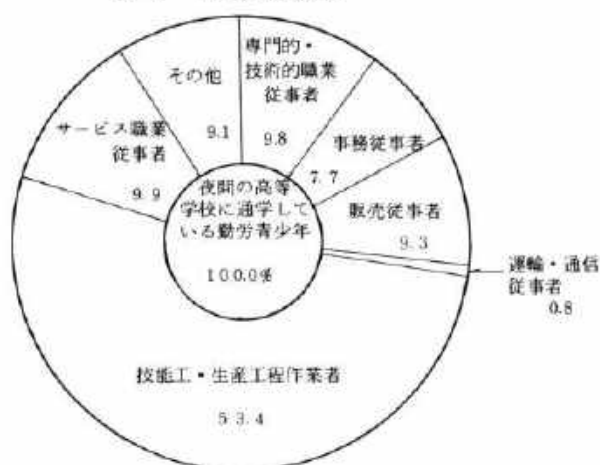
(2) 年 齢

年齢階級は、15～17歳46.9％、18～19歳36.7％、20～24歳16.4％である。

(3) 職 業

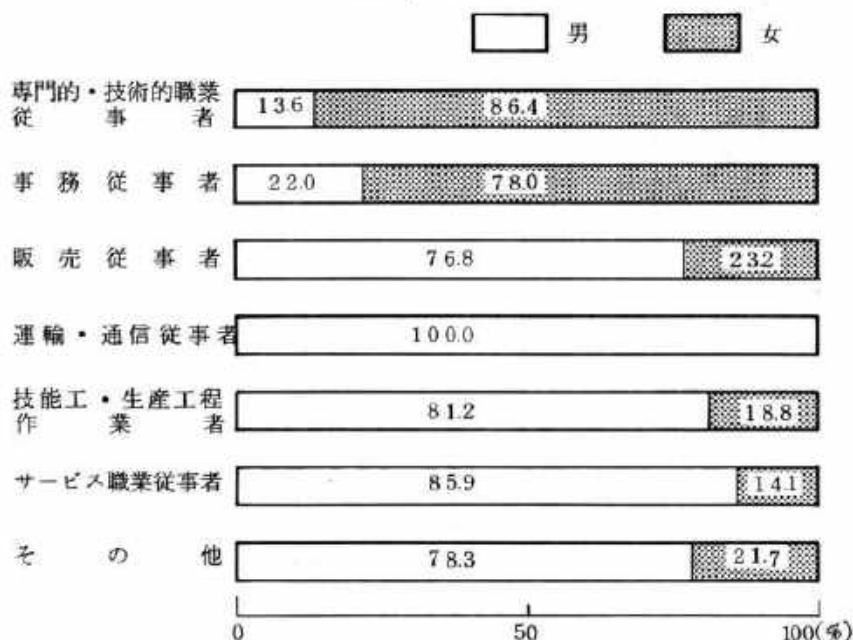
最も多いのは技能工・生産工程作業者（原料・材料を加工する作業、機械器具を組立・調整・修理する作業、製版・印刷・製本の作業、建設作業、機械及び建設機械を操作する作業等）53.4％で過半数を占めている。次いでサービス職業従事者（理・美容師、クリーニング職、料理人、ウエイトレス・ウェイター、娯楽場等の接客員等）9.9％、専門的・技術的職業従事者（看護婦、栄養士、保育、技術者等）9.8％、販売従事者（商店・デパートの店員、外交員等）9.3％、事務従事者（一般事務、会計事務、集金、タイピスト、キーパンチャー等）7.7％、運輸・通信従事者（電話交換手、電車運転士、自動車運転者、車掌等）0.8％となっている（図8）。

図 8 職業別状況



職業別に男女の割合をみると図9のとおりで、専門的・技術的職業従事者（女子86.4%）、事務従事者（女子78.0%）は女子が多いが、他の職業はいずれも男子が7割以上を占めている。

図9 職業別、男女の状況



各職業を年齢階級でみると技能工・生産工程作業者では15～17歳52.1%、18～19歳37.1%、20～24歳10.8%となっている。サービス職業従事者では、15～17歳58.5%、18～19歳17.5%、20～24歳24.0%、専門的・技術的職業従事者では15～17歳31.2%、18～19歳34.2%、20～24歳34.6%、販売従事者では15～17歳27.0%、18～19歳49.5%、20～24歳23.5%、事務従事者では15～17歳30.2%、18～19歳51.2%、20～24歳18.6%、運輸・通信従事者では15～17歳21.2%、18～19歳40.9%、20～24歳37.9%となっている。

また、職業別に勤続年数をみると表16のとおりである。

表 1 6 職業別勤続年数の状況

(%)

職 業	計	6 ヶ 月 未 満	6 ヶ 月 以 上 1 年 未 満	1 年 以 上 2 年 未 満	2 年 以 上 3 年 未 満	3 年 以 上 5 年 未 満	5 年 以 上
専門的・技術的 職業従事者	100.0	12.2	15.8	21.9	13.5	24.1	12.5
事務従事者	100.0	18.4	36.0	33.5	3.4	8.2	0.5
販売従事者	100.0	10.1	18.6	19.7	26.8	22.1	2.7
運輸・通信 従事者	100.0	4.0	48.0	26.9	12.4	8.7	0.0
技能工・ 生産工程作業 者	100.0	6.9	23.6	29.4	19.1	18.7	2.3
サービス職業 従事者	100.0	17.1	28.8	23.0	11.2	19.4	0.5
そ の 他	100.0	26.1	13.7	37.0	18.1	5.1	0.0

(4) 雇用形態

雇用形態は9割が常用、1割が臨時・日雇であるが、これを職業別にみると図10のとおりである。常用の最も多い職業は専門的・技術的職業従事者（98.9％）で、次いで技能工・生産工程作業者（96.3％）となっている。他方、臨時・日雇の最も多い職業は運輸・通信従事者（27.5％）である。（注：産業別にみた雇用形態は12ページ参照）

(5) 勤続年数

勤続年数は、6カ月未満11.4％、6カ月以上1年未満23.1％、1年以上2年未満28.1％、2年以上3年未満17.1％、3年以上5年未満17.5％、5年以上2.8％である（図11）。

図 10 職業別雇用形態の状況

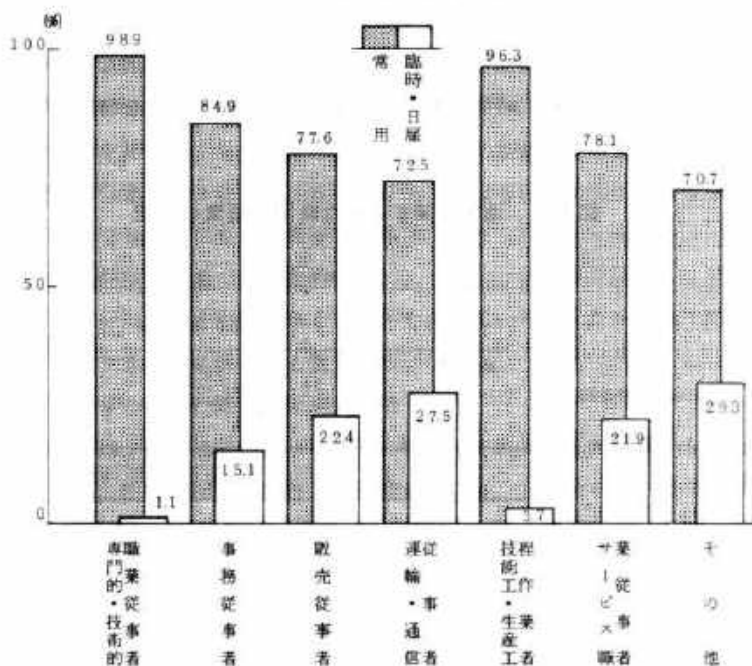


図 11 夜間の高等学校に通学している
勤労青少年の勤続年数別状況

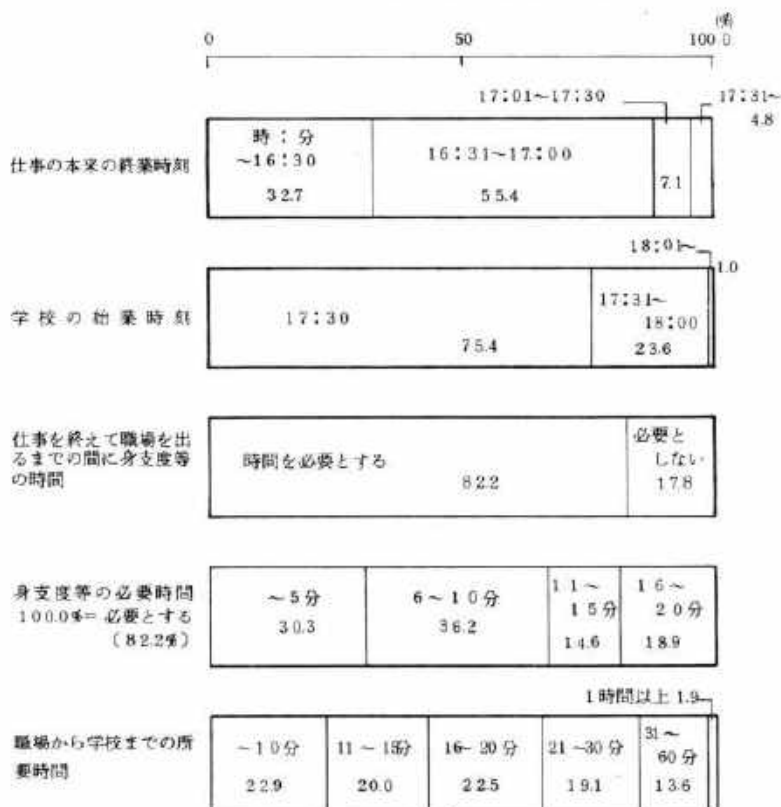


2 通 学 生 活

(1) 通学時間等

職業と学業との両立を考える上で、時間の問題は基本的な条件の一つである。図12は特に時間の面に限って、通学に関する主な時間的要素の状況をみたものである。

図12 通学に関する主な時間的要素の状況



イ 仕事の本来の終業時刻と学校の始業時刻

仕事の本来の終業時刻は9割弱（88.1%）が17時まででに終業となっており、17時01分以降17時30分までが7.1%、17時31分以

降が4.8%となっている。

学校の始業時刻は17時30分が75.4%、17時31分以降18時までが23.6%、18時01分以降1.0%となっている。

ロ 仕事を終えて身支度等に要する時間

仕事を終えて、身支度等を必要とする者の割合は82.2%で、その時間は5分までが30.3%、6～10分36.2%、11～15分14.6%、16～20分18.9%となっている。

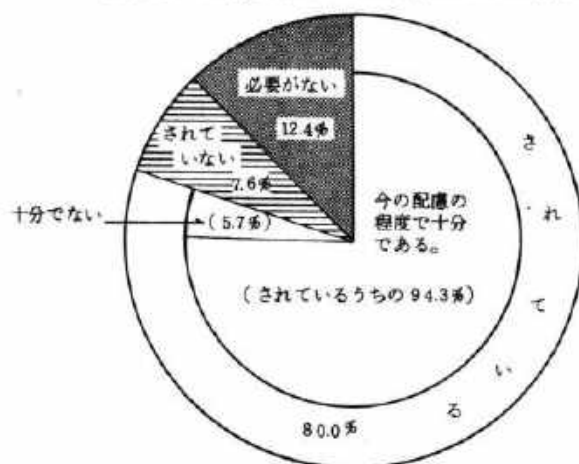
ハ 職場から学校までの所要時間

30分以内が8割強(84.5%)を占めているが、なかには1時間以上(1.9%)を必要とする者もいる。

(2) 夜間通学のための時間の配慮の有無

図13は、夜間通学のために時間の配慮がされているかどうかをみたものである。時間の配慮がされている者80.0%、されていない者7.6%、必要がない者12.4%となっている。時間の配慮がされていると答えた者について配慮の程度の満足度をみると、94.3%が十分であると答えているが、5.7%の者は十分でないと答えている。時間の配慮の必要がないと答えた者は、終業時刻が早いことを理由とする者が大部分である。なお、

図13 夜間通学のための時間の配慮の有無



事業所調査の結果では、労働時間に関する配慮をしている事業所は、調査対象事業所の86.4%（何か特別の配慮をしている88.3% $\times$ 0.979）となっており（16ページ参照）、上述の勤労青少年の回答と異っているが、これは①時間の配慮の制度等が事業所にあっても、勤労青少年が職場の現場では必ずしもそのような制度が生かされていない場合、②時間の配慮の制度等が事業所にあっても「学校が近くにあるから」等の理由で、勤労青少年自身にとっては、時間の配慮の必要がない場合があることを示しているものであろう。

3 学校を続けていくための転職の有無

学校を続けていきたいために、転職をした経験をもつ者は約1割（11.7%）あり、転職回数をみると、1回が64.9%、2回19.7%、3回11.6%、4回以上3.8%となっている。産業別にみると運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（17.4%）が最も高く、製造業（7.0%）以外はいずれも1.5%前後である（表17）。

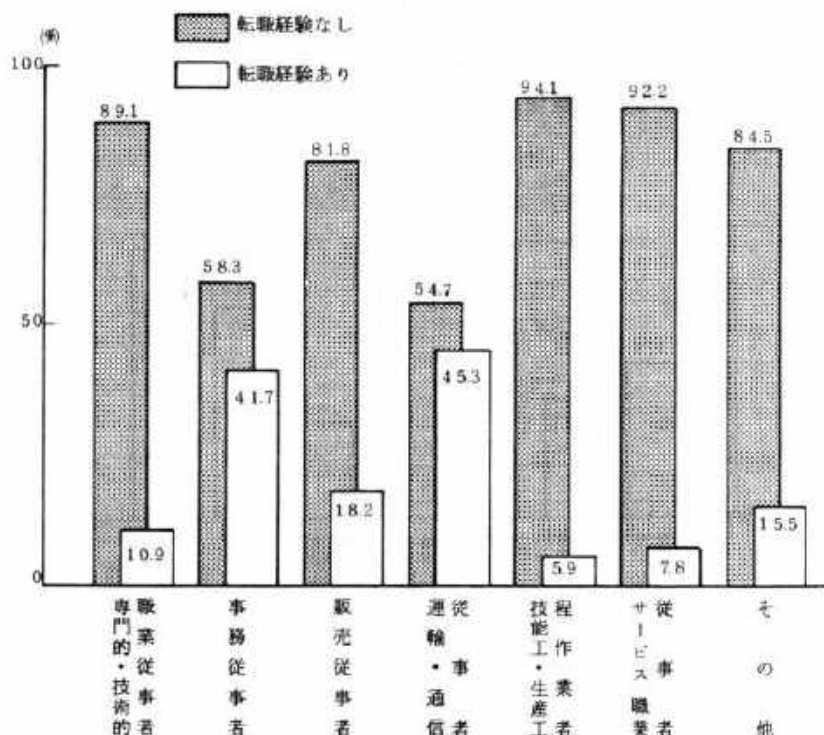
表17 学校を続けていくための転職経験の有無及び回数別状況

産 業	計	転職経験		〈ある場合〉転職回数				
		ある	ない	小計	1回	2回	3回	4回以上
計	(1000) 100.0	11.7	88.3	100.0	64.9	19.7	11.6	3.8
建 設 業	(6.5) 100.0	15.2	84.8	100.0	69.4	14.2	12.7	3.7
製 造 業	(4.7) 100.0	7.0	93.0	100.0	84.1	4.9	6.8	4.2
卸売・小売・金融・ 保険・不動産業	(2.2) 100.0	15.9	84.1	100.0	49.3	34.1	15.5	1.1
運輸・通信・電気・ガ ス・水道・熱供給業	(2.1) 100.0	17.4	82.6	100.0	0.0	64.3	8.4	27.3
サ ー ビ ス 業	(21.6) 100.0	15.9	84.1	100.0	68.5	15.1	12.6	3.8
公 務	(0.6) 100.0	13.4	86.6	100.0	40.6	59.4	0.0	0.0
そ の 他	(0.1) 100.0	0.0	100.0					

職業別にみると、運輸・通信従事者（45.3％）、事務従事者（41.7％）で、転職経験者の割合が高く、技能工・生産工程作業者（5.9％）、サービス職業従事者（7.8％）で低い。これを転職回数別にみると、運輸・通信従事者では4回以上が6割弱（57.8％）を占めているのが特に目立っており、事務従事者では転職経験1回が74.9％と最も多い（図14、表18）。

図15は転職の理由をみたものである。通学に大変時間がかかるとする者が最も多く29.9％、次いで賃金が低く、家族や自分の生活費・学費などが足りない25.9％、仕事をする時間が変わったりするので通学に適さない19.3％、職場で時間の配慮を全くしてもらえない17.0％、職場のふんい気が通学に対して冷めたい15.8％、職場の人たちが忙しく仕事をしている

図14 職業別学校を続けていくための転職経験の有無



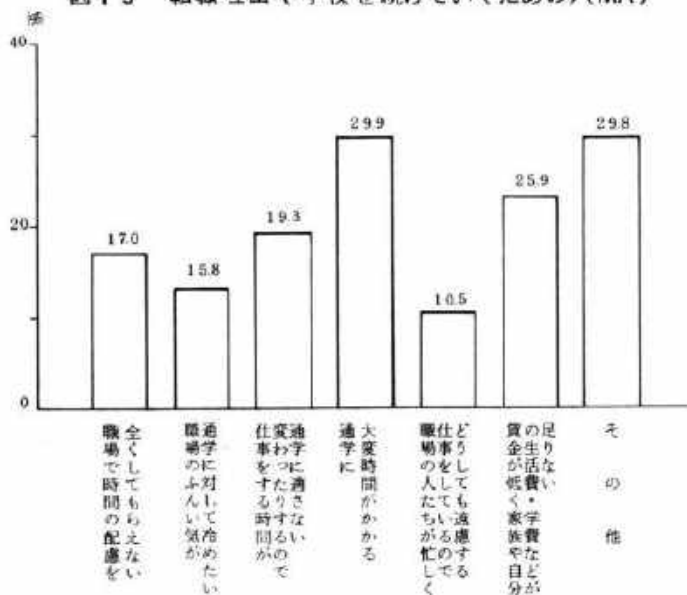
ので、どうしても遠慮する10.5%、その他29.8%（P47注7参照）となっている。

表18 職業別転職回数（学校を続けていくための）別状況

(%)

回 数	計	専門的・技術的・業務従事者	事務従事者	販売従事者	運輸・事通信者	生産・工程・作業・者	サービス従事者	その他
計	(11.7) 100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 回	64.9	91.3	74.9	49.8	22.9	66.2	54.1	53.9
2 回	19.7	5.1	13.9	28.7	10.4	24.8	24.6	21.1
3 回	11.6	0.2	7.1	21.5	8.9	7.8	16.3	25.0
4回以上	3.8	3.4	4.1	0.0	57.8	1.2	5.0	0.0

図15 転職理由（学校を続けていくための）(MA)



4 学業継続の見通し

今の状態でいくと学校を続けられそうか、どうかの見通しをみたのが表 19 である。92.3%の者が続けられると思うと答えているが、迷っていると答えた者が5.5%、わからないと答えた者が2.2%いる。

迷っていると答えた者について、その理由(MA)をみると、疲れるが77.3%を占めて最も高く、次いで勉強が難しい40.7%、賃金が低く、家族や自分の生活費・学費などが足りない20.0%、仕事が忙しい13.9%、

表 19 学業継続の見通し

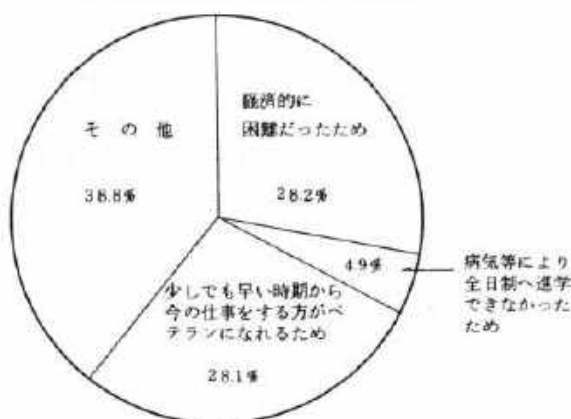
続けられると思う 92.3%			
迷っている 5.5%		迷っている場合の理由(MA)	
		職場で時間の配慮を全くしてもらえない	0.5
		仕事が忙しい	13.9
		職場のふんい気が通学に対して冷めたい	0.5
		職場の人たちが忙しく仕事をしているのでどうしても遠慮する	5.5
		疲れる	77.3
		勉強が難しい	40.7
		学校に行っても役に立たない	8.2
		賃金が低く家族や自分の生活費・学費などが足りない	20.0
		その他	44.2
		計	(5.5) 100.0 (%)
わからない 2.2%			

。学校に行っても役に立たない8.2％、職場の人たちが忙しく仕事をしているので、どうしても遠慮する5.5％、職場で時間の配慮を全くしてもらえない0.5％、職場のふんい気が通学に対して冷めたい0.5％、その他44.2％(P47注8参照)等の順になっている。

5 高等学校進学に当たり、昼間働くことにした理由

図16は夜間の高等学校へ進学するに当たり、昼間働くことにした最も大きな理由をみたもので、経済的に困難だったため(28.2％)、少しでも早い時期から今の仕事をする方が、ベテランになれるため(28.1％)が、ほとんど同水準で並んでおり、次いで病気等により、全日制へ進学できなかったため(4.9％)、その他38.8％(P47注9参照)となっている。これを職業別にみると、経済的に困難だったためと答えた者は、運輸・通信従事者(36.6％)、事務従事者(31.3％)では約3人に1人、技能工・生産工程作業員(26.6％)、販売従事者(26.4％)、専門的・技術的職業従事者(25.7％)では約4人に1人、サービス職業従事者(22.1％)では約5人に1人の割合となっている。少しでも早い時期から、今の仕事をする方がベテランになれるためと答えた者は、専門的・技術的職業従事者が最も多く(46.7％)、約2人に1人の割合となっている。次いでサービス職業従

図16 高等学校へ進学するに当たり、昼間働くことにした最も大きな理由別状況



事者（31.2%）、技能工・生産工程作業者（30.0%）では約3人に1人、事務従事者（22.5%）及び販売従事者（18.9%）では約5人に1人の割合となっている。病気等により全日制へ進学できなかったためと答えた者は、サービス職業従事者（12.8%）、運輸・通信従事者（11.1%）で、1割強を占めて、やや目立っている。

6 通学の目的

通学の目的（MA）をみたのが表20である。全体の85.3%の者が、学歴取得のため（高校までは是非卒業したい。）と答えており、次いで教養を高めるため37.0%となっているが、現在の仕事に役立てるためなど、他の目的も挙げている（P47注10参照）。

表20 通学の目的（MA）

職 業	計	(例)						
		学 歴 取 得 の た め (非 高 校 卒 業 で は な い)	国 家 試 験 等 の た め	職 場 で の 待 遇 の た め	現 役 在 立 の て 仕 事 に め	転 任 立 て る た め	教 養 を 高 め る た め	そ の 他
計	100.0	85.3	13.8	12.0	14.7	13.2	37.0	9.9
専門的・技術的 職業従事者	100.0	87.8	41.7	10.0	24.1	15.8	54.4	8.8
事務従事者	100.0	92.3	9.2	15.6	5.4	2.6	20.2	7.8
販売従事者	100.0	89.7	8.4	7.1	5.4	13.9	26.9	11.6
運輸・通信 従事者	100.0	74.5	9.4	9.4	0.0	23.8	56.7	10.4
技能工・ 生産工程作業者	100.0	84.5	11.2	15.2	16.0	16.9	36.5	9.8
サービス職業 従事者	100.0	84.0	14.7	3.0	13.2	6.4	44.9	17.0
そ の 他	100.0	79.8	7.9	7.7	16.4	2.8	35.1	4.0

これを職業別にみると、学歴取得のため（高校までは是非卒業したい。）と答えた者は、事務従事者で最も高く92.3％、運輸・通信従事者で最も低く74.5％となっているが、各職業とも目的別中、主位を占めているのは共通である。教養を高めるためでは、運輸・通信従事者の56.7％、専門的・技術的職業従事者の54.4％がそれぞれ過半数を占めて目立っている。現在の仕事に役立てるため、国家試験等の受験のため、では専門的・技術的職業従事者が目立っており、転職に役立てるためでは、運輸・通信従事者が、職場での待遇がよくなるためでは事務従事者、技能工・生産工程作業者が、他の職業に比べて高くなっている。

7 卒業後の進学希望の有無及び希望する学校の種類

夜間の高等学校卒業後の進学希望の有無をみると、進学してもっと勉強したいと答えた者40.4％、したくないと答えた者59.6％となっている。進学希望者を職業別にみると、専門的・技術的職業従事者が最も高く75.6％、次いで事務従事者の57.7％となっており、それぞれ過半数を占めて目立っている。一方、進学希望者の割合の最も低い職業は技能工・生産工程作業者の28.9％となっている。

進学希望者について、進学したい学校の種類をみると、夜間の大学希望が主位を占めて39.4％、次いで専修学校・各種学校33.9％、昼間の大学16.5％となっている。職業別に進学したい学校の主位をみると、専門的・技術的職業従事者、事務従事者（いずれも女子が多い。）では専修学校・各種学校とする者が特に多く、販売従事者、運輸・通信従事者、技能工・生産工程作業、サービス職業従事者では夜間の大学とする者が特に多い（表21）。

表 2 1 進学希望の有無及び進学を希望する学校の種類

(%)

職 業	計	卒業後は大学 などでもっと 勉強したいか		進学したい学校の種類 (M A)					
		し た い	し た く な い	小 計	昼 間 の 大 学	夜 間 の 大 学	通 信 教 育	専 修 学 校 ・ 校	そ の 他
計	100.0	40.4	59.6	(40.4) 100.0	16.5	39.4	1.0	33.9	11.9
専門的・技術的 職業従事者	100.0	75.6	24.4	100.0	17.0	14.5	0.5	61.1	11.8
事務従事者	100.0	57.7	42.3	100.0	4.2	9.0	0.0	53.0	3.4
販売従事者	100.0	39.1	60.9	100.0	4.0	46.3	5.8	28.8	15.7
運輸・通信 従事者	100.0	45.6	54.4	100.0	0.0	52.2	0.0	0.0	47.8
技能工・ 生産工程作業者	100.0	28.9	71.1	100.0	15.8	48.4	0.8	24.7	10.5
サービス職業 従事者	100.0	48.6	51.4	100.0	31.8	60.1	0.5	7.9	5.5
その他	100.0	47.3	52.7	100.0	26.0	10.6	0.0	36.8	26.7

回答が「その他」である場合のその主な内容

〔注１〕 特別な配慮の規定

- 内規（勤労学生優遇制度、新規学卒者の採用待遇規定、事務補助員規定等）
- 公共職業安定所に提出する書類に配慮する旨を明示したのを運用

〔注２〕 その他の配慮の種類

- 通学用バイク、自転車購入の際、事業主が半額負担又は月賦で返済させる。
- 店が暇な時は本人の意思により勉強してもよい。
- 定時制高校生は優先的に入寮できる。食費も一般より安くしている。
- 試験期間中、別室を解放し、学習の便宜を図る。

〔注３〕 特別の配慮をしていない事業所で労働時間に関する配慮をしていない理由

- 高校に通うことは就業規則の範囲外で行うべきものであると考えているし、就業規則からみて十分通学可能であるから。
- 学校と職場とは関係なし——学歴より技能。
技能の熟練に重点をおいている。

〔注４〕 特別の配慮をする必要がない事業所で労働時間に関する配慮をする必要がない理由

- 知人に頼まれて雇用しているため——通学には支障なし。

〔注５〕 学校卒業後の処遇の変更の種類

- 卒業後、国家試験等の資格獲得により処遇が変わる。

〔注６〕 スターリング期間に対する特別の配慮の内容

- 休日勤務の変更
- 業務出張扱い
- 勤務時間の変更

（注 7） 転職理由

- 企業倒産
- 企業の経営不振により解雇
- 体力的に続かなかった。
- 通学に関して職場の人間関係にトラブルが生じた。
- 職場の従業員数が少なく負担が重かった。

（注 8） 学業継続の見通し

- 職場の人たちとの付き合いの必要性から学校を休みがちになる。
- 学校のふんい気にとけこめない。

（注 9） 高等学校へ進学するに当たり昼間働くことにした最も大きな理由

- 親に頼ることなく自立したかった。
- 社会に出て働きながら、自分の収入で勉学したかった。
- 全日制中退後、高校卒の必要を感じたので、働きながら通学することにした。
- 全日制試験に落ちたため、職場で自分を鍛えたかった。
- 全日制へいきたくなかった。自分自身で収入を得たかった。

（注 10） 通学の目的

- 友人を得たいため
- 何か可能性を求めて
- 学校のふんい気が好き
- 大学等の進学をめざして

表1 産業別、規模別、事業所数の構成比

区分	計	建設業	製造業	卸売・小売 金融・保険 不動産業	運輸・通信 電気・ガス 水道・ 熱供給業	サービス業	公務	その他
	(100.0) 100.0	(7.3) 100.0	(4.20) 100.0	(24.3) 100.0	(2.4) 100.0	(23.1) 100.0	(0.7) 100.0	(0.2) 100.0
計	(100.0) 100.0	(7.3) 100.0	(4.20) 100.0	(24.3) 100.0	(2.4) 100.0	(23.1) 100.0	(0.7) 100.0	(0.2) 100.0
1,000人以上	3.9	0.0	8.6	0.5	2.0	0.3	17.5	0.0
500～999	4.2	0.4	5.8	0.2	2.6	6.9	0.0	0.0
100～499	18.8	2.3	21.5	5.9	60.2	28.5	15.5	0.0
30～99	24.5	12.4	27.4	29.1	17.6	18.2	54.6	0.0
1～29	48.6	84.9	36.7	64.3	17.6	46.1	12.4	100.0

(注) 事業所総数14,396所(推計値)

表 2 産業別、規模別、雇

区		分	計	産				
				建 設 業	製 造 業	卸元・小売・金融 保 險 ・ 不 動 産 業	運電・熱 輸 氣 ・ 給 ・ ガ ス ・ 給 通 信 ・ 水 ・ 道 業	
総労働者数	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
	常 用	92.4	76.4	92.3	91.6	98.7		
	臨時・日雇	7.6	23.6	7.7	8.4	1.3		
うち 15 / 24 歳	計 (A)	(24.8) 100.0	(27.2) 100.0	(24.3) 100.0	(31.3) 100.0	(8.6) 100.0		
	常 用	85.9	74.8	84.2	89.6	92.3		
	臨時・日雇	14.1	25.2	15.8	10.4	7.7		
夜間の高等 学校に通学 している勤 労青少年 B / A	計 (B)	(5.8) 100.0	(25.0) 100.0	(4.6) 100.0	(12.2) 100.0	(12.1) 100.0		
	常 用	90.1	75.8	94.7	78.2	84.0		
	臨時・日雇	9.9	24.2	5.3	21.8	16.0		

注 1) () は、総労働者数のうちで 15～24 歳の占める割合

2) [] は、15～24 歳のうちで通学勤労青少年の占める割合

3) 夜間の高等学校に通学している勤労青少年総数 38,627 人 (推計値)

用形態別労働者数の構成比

(%)

業			規 模				
サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	1,000人 以 上	500～ 999	100～ 499	30～ 99	1～29
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
93.0	91.3	61.7	91.8	96.4	91.9	91.4	90.1
7.0	8.7	38.3	8.2	3.6	8.1	8.6	9.9
(28.6) 100.0	(19.3) 100.0	(29.9) 100.0	(23.6) 100.0	(31.0) 100.0	(22.7) 100.0	(23.7) 100.0	(33.2) 100.0
92.2	89.5	68.0	78.4	99.5	96.7	79.4	86.5
7.8	10.5	32.0	21.6	0.5	3.3	20.6	13.5
(7.0) 100.0	(7.3) 100.0	(26.0) 100.0	(1.2) 100.0	(2.6) 100.0	(9.9) 100.0	(18.7) 100.0	(38.5) 100.0
94.2	28.6	38.5	80.3	94.4	97.0	87.4	87.2
5.8	71.4	61.5	19.7	5.6	3.0	12.6	12.8

表3 産業別、規模別、夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対する特別の配慮の有無別構成比

		業										規				模
区	分	産						業				規				模
		建	製	卸	保	運	サ	公	そ							
	計	設	造	売	険	電	ー	司	の							
		業	業	・小	・不	・熱	・給	・水	・他							
				・金	・産	・汽	・通	・道								
				融	業	油	信	業								
						・ガ	・水									
						ス	道									
						・給										
						・道										
						業										

表 4 産業別、規模別、夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対する特別の配慮に関する規定の有無別構成比

(6)

区 分	計	業 種					規 模			
		建 設 業	製 造 業	国金不 売船動 ・小 						

注) 100.0 % = 夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対して特別の配慮をしている事業所

表5 産業別、規模別、夜間の高等学校に通学している勤労青少

区 分			計	産			
				建 設 業	製 造 業	卸・小 売・保 険・金 ・動 産・業	融 資 ・ 賃 ・
計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
配 慮	し て い る		97.9	100.0	96.4	99.6	
	していない		2.1	0.0	3.6	0.4	
配 慮 の 種 類 (MA)	試験期間中 もその他の 場合も異な る扱いをせ ず通常のこととして配 慮	本人の労働時間を制度的に 一般の労働者より短縮する	37.7	59.2	36.0	35.0	
		早退を認める	42.0	48.3	42.2	45.1	
		勤務時間帯を変更する	18.1	20.4	15.7	18.3	
		残業をさせない	66.8	71.4	67.3	64.5	
		交替制勤務につかせない	19.0	0.0	20.1	23.9	
		そ の 他	14.8	10.2	18.3	8.0	
	試験期間中 だけ配慮し ている	本人の労働時間を制度的に 一般の労働者より短縮する	0.2	0.0	0.0	0.0	
		早退を認める	0.2	0.0	0.0	0.0	
		勤務時間帯を変更する	0.0	0.0	0.0	0.2	
		残業をさせない	0.0	0.0	0.0	0.0	
		交替制勤務につかせない	0.0	0.0	0.0	0.0	
		そ の 他	0.1	0.0	0.0	0.4	
	文化祭、校 外の競技等 昼間に行わ れる学校行 事への参加 について配 慮	特別有給休暇を与える	21.3	28.0	16.6	23.9	
		特別無給休暇を与える	19.3	40.0	22.2	22.3	
		代わりの出勤をさせる	5.6	0.0	0.6	13.4	
		そ の 他	11.3	1.5	15.7	9.9	

年に対する労働時間に関する配慮の有無及び配慮の種類別構成比

(%)

業				規 模				
運気道 輸・・ ・ガ熱 通信ス ・ス給 電水業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	1,000 人以上	500～ 999	100～ 499	30～ 99	1～29
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100.0	97.7	100.0	100.0	91.9	100.0	98.0	98.7	97.7
0.0	2.3	0.0	0.0	8.1	0.0	2.0	1.3	2.3
18.7	37.5	0.0	61.5	50.8	12.7	15.8	41.4	46.3
7.7	41.8	6.1	0.0	63.4	4.8	47.8	28.9	47.7
51.8	18.3	1.2	0.0	34.2	70.2	16.5	24.3	9.4
88.0	64.8	73.2	38.5	79.4	86.6	74.3	74.7	56.9
50.0	14.8	1.2	0.0	33.9	5.6	27.3	26.3	11.9
1.5	18.4	31.7	0.0	2.5	6.5	10.3	19.4	16.4
0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1
54.6	20.5	0.0	0.0	10.7	18.8	18.4	18.7	24.9
6.4	7.2	0.0	61.5	34.0	2.8	4.0	21.2	25.0
0.0	8.6	0.0	0.0	3.1	28.7	1.7	7.5	4.4
0.0	9.8	47.6	0.0	31.7	30.5	12.1	15.2	5.5

表6 産業別、規模別、労働時間に関する配慮をしている場合の短縮時間別構成比

(%)

区 分	計	産 業					規 模				模		
		建 設 業	製 造 業	卸 売・ 小 売・ 金 業	不 動 産・ 輸 送・ 通 信・ 電 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	1,000 人以上	500～ 999		100～ 499	30～ 99
計	100.0 (注)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	11.7	36.4	12.1	4.9	27.9	6.0	12.2	0.0	9.6	51.4	25.1	7.8	10.8
	40.4	23.2	53.2	22.9	6.5	43.6	73.2	0.0	79.7	43.1	41.4	41.2	36.0
	34.8	36.8	30.8	45.1	65.6	30.1	7.3	100.0	4.6	5.5	33.2	41.5	35.7
	12.7	3.6	3.0	27.1	0.0	20.3	7.3	0.0	6.1	0.0	0.3	9.5	16.9
そ の 他	0.4	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6

注)計(100.0%)=夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対して何か特別の配慮をしている事業所(総数の88.3%)

のうち労働時間に関する配慮をしている事業所(97.9%)

表7 産業別、規模別「労働時間に関する配慮をしている」事業所で、労働時間の配慮ができない特別の時期の有無及びある場合の種類別構成比

(46)

区分	計	産業						規模		
		建設業	製造業	卸売・小売業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	サービス業	公共	その他	1000人以上
計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
配慮が できない 特別 の時期	あ る	10.7 (100.0)	138 (100.0)	103 (100.0)	125 (100.0)	46 (100.0)	89 (100.0)	268 (100.0)	0.0	331 (100.0)
	ない	89.3	86.2	89.7	87.5	95.4	91.1	73.2	100.0	66.9
ある場合の種類別(MA)	本人の 休業時	(3.0)	(0.0)	(2.3)	(3.4)	(0.0)	(5.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	商品の売り 出し期間	(19.4)	(0.0)	(40.5)	(11.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(95.5)
	決算期	(0.8)	(0.0)	(0.8)	(1.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	その他	(90.7)	(100.0)	(87.6)	(84.7)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(89.4)	(85.5)

青少年に対する「経済的配慮」の有無及び配慮の種類別構成比

(%)

種 別 (MA)					交 通 費 の 支 給 (通学のためのものに 限る)			給 食 費 の 支 給 (学校で給食される ものに限る)			そ の 他
入学金、授業料、教科書代、教材費等 対象を限定して援助					小 計	全 額 支 給	一 部 支 給	小 計	全 額 支 給	一 部 支 給	
小 計	全 額 給 付	全 額 返 済	一 部 返 済	そ の 他	小 計	全 額 支 給	一 部 支 給	小 計	全 額 支 給	一 部 支 給	
15.2	11.1	0.3	0.2	3.6	25.1	20.8	4.3	3.7	3.2	0.5	10.5
9.3	6.4	0.0	0.0	2.9	8.5	6.4	2.1	3.1	3.1	0.0	9.5
12.8	10.4	0.7	0.3	1.4	23.2	22.1	1.1	4.5	4.5	0.0	11.7
16.7	16.1	0.0	0.0	0.6	5.4	3.1	2.3	1.1	0.8	0.3	6.5
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.8	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
19.9	9.4	0.0	0.0	10.5	49.2	36.9	12.3	4.9	3.4	1.5	12.7
8.6	0.0	8.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	69.8
12.3	9.1	3.2	0.0	0.0	17.2	17.2	0.0	0.0	0.0	0.0	54.2
6.3	6.3	0.0	0.0	0.0	14.4	14.4	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4
31.4	15.9	0.0	0.8	14.7	33.2	31.9	1.3	2.9	2.9	0.0	7.6
7.4	6.0	0.6	0.0	0.8	23.9	12.8	11.1	1.5	1.5	0.0	6.0
13.9	12.2	0.0	0.0	1.7	24.0	21.5	2.5	5.5	4.6	0.9	10.4

表 9 夜間の高等学校に通学している勤労青少年に対する「その他の配慮」の有無及び配慮の種類別構成比

(%)

区 分	計	産 業						規 模		
		建 設	製 造	卸 売・ 小 売	運 送・ 通 信	水 道・ 熱 供 給	サ ー ビ ス	公 務	そ の 他	規 模
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
配 慮 を し て い る	15.7	12.9	17.3	21.7	2.1	9.4	8.5	38.5	7.3	15.0
配 慮 を し て い な い	84.3	87.1	82.7	78.3	97.9	90.6	91.5	61.5	92.7	84.3
通学用自動車等を 運行する	10.9	5.5	22.0	0.0	0.0	4.1	0.0	0.0	58.5	23.7
業務用自動車等を通学 に用いることを認める (貸 手)	29.0	64.2	22.7	37.9	42.9	13.1	0.0	100.0	0.0	0.0
寄宿舎・寮に学習室(通 常の教室以外の学習専用 の部屋)を設置する	40.1	12.8	43.1	49.9	0.0	19.5	100.0	0.0	90.2	76.5
そ の 他	42.6	23.9	42.0	38.3	57.1	63.2	14.3	0.0	29.3	51.7

表 10 産業別、規模別、夜間の高等学校に通学している勤労青少年のために「特別の配慮をしない」事業所において「労働時間に関する配慮」をしていない理由別構成比（MA）

(注)

区 分	計	産 業						規 模					
		建 設 業	製 造 業	卸 売・ 小 売 業	運 送・ 通 信 業	水 道・ 熱 供給 業	公 務	そ の 他	1,000 人 以 上	500～ 999	100～ 499	30～ 99	1～29
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
他の従業員と比べて 不公平になる	37.3	0.0	49.4	19.6	100.0	100.0	8.2	0.0	100.0	100.0	15.4	34.1	40.4
従業員が少ないことなどから 配慮の余裕がない	17.0	100.0	18.4	0.0	0.0	22.4	0.0	0.0	0.0	0.0	15.4	5.4	29.8
業態が通学に適さない	10.3	0.0	15.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.0	0.0
そ の 他	51.1	0.0	35.5	88.2	100.0	73.5	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	44.5	53.4

表12 産業別、規模別、夜間の高等学校に通学している勤労青少年の学校卒業後の処遇の変更の有無及び処遇が変更される場合の変更の種類別構成比

区 分		産 業										規 模				1-29
		産 業						規 模								
		建 設 業	製 造 業	卸 売・小 売 業	通 信・運 送 業	水 道・熱 供給 業	公 務 所	1,000 人以上	500~999	100~499	30~99					
卒業後 の処遇	計	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
	変 わ る	54.0	59.6	46.6	64.8	17.5	56.1	34.0	0.0	8.0	28.9	59.9	61.3	54.0	54.0	
	変 わ ら ない	46.0	30.4	53.4	35.2	82.5	43.9	66.0	100.0	92.0	71.1	40.1	38.7	46.0	46.0	
	賃 格 の 変 更	28.0	17.2	38.5	23.2	46.7	20.5	100.0		51.1	58.0	32.2	40.2	17.6	17.6	
処遇の変更の種類 (MA)	職 務 の 変 更	24.4	11.7	17.5	32.2	25.0	30.5	0.0		33.3	47.7	25.9	32.0	18.2	18.2	
	賃 金 の 変 更	82.9	69.6	85.1	90.3	78.3	77.3	0.0		73.3	28.2	79.1	76.3	90.9	90.9	
	そ の 他	14.8	30.2	19.1	13.3	5.0	4.5	0.0		8.9	2.3	16.7	7.4	18.8	18.8	

表 13 産業別、規模別、通信教育を受けて

区 分		計	産				
			建 設 業	製 造 業	卸・小売・金 ・動産・業 ・保険・業	運輸・通信・電	水道・熱供給業 ・ガス・業
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
い る		7.5 (100.0)	2.0 (100.0)	7.1 (100.0)	0.3 (100.0)	6.4 (100.0)	
学校の種類 (MA)	高 等 学 校	(21.7)	(0.0)	(26.2)	(0.0)	(72.7)	
	短 期 大 学	(5.4)	(28.6)	(5.6)	(0.0)	(13.6)	
	大 学	(38.9)	(0.0)	(46.8)	(0.0)	(40.9)	
	そ の 他	(52.6)	(71.4)	(65.1)	(100.0)	(13.6)	
い な い		83.3	95.1	86.1	90.2	93.6	
わ か ら な い		9.2	2.9	6.8	9.5	0.0	

いる勤労青少年の有無及び学校の種類別構成比

(%)

業			規 模				
サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	1,000 人以上	500～ 999	100～ 499	30～ 99	1～29
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
17.7 (100.0)	12.4 (100.0)	0.0	44.9 (100.0)	13.1 (100.0)	14.6 (100.0)	6.4 (100.0)	1.9 (100.0)
(18.1)	(0.0)		(20.9)	(27.8)	(28.5)	(15.6)	(9.2)
(3.4)	(50.0)		(7.5)	(26.6)	(1.8)	(0.0)	(9.2)
(33.8)	(100.0)		(70.1)	(12.7)	(57.3)	(0.0)	(4.6)
(44.7)	(0.0)		(74.0)	(49.4)	(13.6)	(84.4)	(76.9)
66.9	49.5	100.0	46.3	58.9	69.2	84.2	93.4
15.4	38.1	0.0	8.8	28.0	16.2	9.4	4.7

表 1 4 産業別、規模別、通信教育を受けて
に対する特別の配慮の有無及び配慮

区 分		計	産				
			建 設 業	製 造 業	卸・小売・金 融・保険・業	不動 産 業	気道・熱供給業 運輸・ガス・電
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
スクー リング の期間 の扱い	特別に配慮している	59.5 (100.0)	0.0	66.7 (100.0)	0.0	40.9 (100.0)	
	配慮していない	40.5	100.0	33.3	100.0	59.1	
配 慮 の 種 類 (M A)	特別有給休暇 (年次有給休暇とは別 わくで全期間)	(17.2)		(10.5)		(66.7)	
	特別無給休暇 (年次有給休暇とは別 わくで全期間)	(28.9)		(8.1)		(0.0)	
	年次有給休暇＋特別有給 休暇(年次有給休暇不足 分を特別有給休暇とし てプラス)	(2.8)		(1.8)		(0.0)	
	年次有給休暇＋特別無給 休暇(年次有給休暇不足 分を特別無給休暇とし てプラス)	(2.2)		(0.0)		(33.3)	
	そ の 他	(57.9)		(83.5)		(0.0)	

いる勤労青少年に対するスクーリングの期間
の種類別構成比

(%)

業			規 模				
サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他	1,000 人以上	500～ 999	100～ 499	30～ 99	1～29
100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
57.2 (100.0)	100.0 (100.0)		80.7 (100.0)	48.1 (100.0)	76.3 (100.0)	15.2 (100.0)	50.0 (100.0)
42.8	0.0		19.3	51.9	23.7	84.8	50.0
(20.4)	(0.0)		(5.9)	(0.0)	(19.9)	(35.3)	(41.5)
(48.2)	(0.0)		(2.9)	(0.0)	(59.6)	(0.0)	(0.0)
(3.8)	(0.0)		(0.0)	(26.3)	(2.6)	(0.0)	(0.0)
(1.5)	(0.0)		(4.4)	(0.0)	(0.0)	(14.7)	(0.0)
(39.9)	(100.0)		(89.8)	(73.7)	(30.5)	(64.7)	(72.3)

＜勤労青少年関係＞

表 15 産業別、職業別、性、年齢、勤続年数別、夜

区 分		計	性		年	
			男	女	～17歳	18～19
計		100.0	70.0	30.0	46.9	36.7
産 業	建 設 業	100.0	98.9	1.1	37.7	37.6
	製 造 業	100.0	75.1	24.9	49.5	39.5
	卸売・小売・金融・ 保 險 ・ 不 動 産 業	100.0	82.3	17.7	52.4	27.8
	運輸・通信・電気・ ガス・水道・熱供給業	100.0	90.8	9.2	18.7	60.7
	サ ー ビ ス 業	100.0	34.7	65.3	41.4	37.0
	公 務	100.0	86.6	13.4	58.4	16.0
	そ の 他	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
職 業	専門的・技術的 職 業 従 事 者	100.0	13.6	86.4	31.2	34.2
	事 務 従 事 者	100.0	22.0	78.0	30.2	51.2
	販 売 従 事 者	100.0	76.8	23.2	27.0	49.5
	運 輸 ・ 通 信 従 事 者	100.0	100.0	0.0	21.2	40.9
	技能工・生産工 程 作 業 者	100.0	81.2	18.8	52.1	37.1
	サービス職 従 事 者	100.0	85.9	14.1	58.5	17.5
	そ の 他	100.0	78.3	21.7	58.0	31.9

注) 「産業」は個人調査票に対応する事業所調査票に記入された産業分類に

間の高等学校に通学している勤労青少年の構成比

(%)

年齢	勤続年数					
	6ヵ月未満	6ヵ月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上
20~24						
16.4	11.4	23.1	28.1	17.1	17.5	2.8
24.7	10.7	33.6	24.6	8.9	22.3	0.0
11.0	8.2	15.7	34.4	23.5	15.4	2.7
19.8	13.4	29.6	24.7	10.5	21.1	0.7
20.6	3.2	11.5	30.1	5.1	50.1	0.0
21.6	15.7	31.2	19.0	13.6	14.3	6.2
25.6	45.0	5.9	25.6	23.5	0.0	0.0
0.0	73.6	26.4	0.0	0.0	0.0	0.0
34.6	12.2	15.8	21.9	13.5	24.1	12.5
18.6	18.4	36.0	33.5	3.4	8.2	0.5
23.5	10.1	18.6	19.7	26.8	22.1	2.7
37.9	4.0	48.0	26.9	12.4	8.7	0.0
10.8	6.9	23.6	29.4	19.1	18.7	2.3
24.0	17.1	28.8	23.0	11.2	19.4	0.5
10.1	26.1	13.7	37.0	18.1	5.1	0.0

より集計。以下表20まで同じ。

表 16 産業別、職業別、仕事の本来の終業時刻、学校の始業
必要な場合の所要時間、及び職場から学校までの所要

区 分		計	仕事の本来の終業時刻				学校の始業時刻		
			時：分 ～16:30	16:31 ～17:00	17:01 ～17:30	17:31 ～	時：分 17:30	17:31 ～18:00	18:01 ～
計		100.0	3.27	5.54	7.1	4.8	7.54	23.6	1.0
産 業	建 設 業	100.0	30.5	44.2	24.6	0.7	69.0	29.0	2.0
	製 造 業	100.0	25.8	67.3	6.8	0.2	80.6	18.4	1.0
	卸売・小売・金融・ 保険・不動産業	100.0	39.5	38.8	4.9	16.9	66.1	33.2	0.7
	運輸・通信・電気・ガ ス・水道・熱供給業	100.0	74.0	15.4	10.6	0.0	79.1	18.5	2.4
	サ ー ビ ス 業	100.0	36.2	54.6	4.8	4.4	74.6	24.3	1.1
業 務	公 務	100.0	67.2	27.3	5.5	0.0	100.0	0.0	0.0
	そ の 他	100.0	73.6	26.4	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
職 業	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	100.0	53.4	31.5	7.1	8.0	71.2	27.6	1.2
	事 務 従 事 者	100.0	17.1	79.6	3.0	0.3	82.8	17.2	0.0
	販 売 従 事 者	100.0	30.1	57.9	4.5	7.6	68.6	30.9	0.5
	運 輸 ・ 通 信 従 事 者	100.0	36.2	39.6	17.8	6.4	47.0	48.3	4.7
	技能工・生産工程作業	100.0	25.7	62.5	9.9	1.9	76.1	22.5	1.4
	サービス職業従事者	100.0	44.5	30.9	3.2	21.4	70.9	29.1	0.0
	そ の 他	100.0	54.5	43.8	0.7	1.0	83.1	15.8	1.1

時刻、仕事を終えて身支度等の時間を必要とするか、どうか、
時間別構成比

(%)

仕事を終えて職場を出るまでの間に身支度等の時間		身支度等の必要時間				職場から学校までの所要時間					
必要とする	必要としない	～5分	5～10分	11～15分	16～20分	～10分	11～15分	16～20分	21～30分	31～60分	1時間以上
82.2	17.8	30.3	36.2	14.6	18.9	22.9	20.0	22.5	19.1	13.6	1.9
79.1	20.9	32.8	25.8	6.9	34.5	11.3	23.7	34.5	16.0	7.2	7.3
86.8	13.2	24.7	39.2	18.2	17.9	25.1	19.8	20.6	21.0	13.1	0.4
74.7	25.3	40.9	35.3	8.1	15.7	19.1	22.4	24.3	20.3	8.9	5.0
76.0	24.0	39.1	2.6	1.8	56.5	12.7	12.6	64.3	6.1	1.5	2.8
82.5	17.5	31.1	37.0	15.9	16.0	27.1	18.1	17.2	16.1	21.1	0.4
50.0	50.0	42.0	15.1	11.8	31.1	13.4	5.5	21.4	7.6	52.1	0.0
73.6	26.4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26.4	73.6	0.0
92.8	7.2	24.4	38.4	23.0	14.2	17.7	23.4	21.8	13.8	22.5	0.8
76.7	23.3	29.8	46.4	7.2	16.6	32.7	12.2	16.7	26.6	11.6	0.2
75.5	24.5	26.2	47.5	9.7	16.6	20.6	21.0	31.4	16.9	8.2	1.9
41.3	58.7	59.4	15.4	25.2	0.0	44.6	30.6	11.4	13.4	0.0	0.0
89.7	10.3	29.8	31.3	17.5	21.4	25.7	21.1	20.7	18.0	13.2	1.3
73.1	26.9	48.1	36.5	2.0	13.4	15.8	22.0	23.8	25.0	13.4	0.0
52.3	47.7	23.9	53.4	4.6	18.1	12.6	12.1	29.0	21.5	15.0	9.8

表 17 産業別、職業別、夜間通学するため

区 分		計	産 業				
			建 設 業	製 造 業	卸・小 売・金 ・動 産 ・保 険 業	運・通 輸・信 ・電 ・ガ ス ・熱 ・給 ・電 ・給 ・業	サ ー ビ ス 業
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
時 間 の 配 慮	さ れ て い る	80.0	77.5	75.0	83.7	45.8	91.0
	されてい ない	7.6	7.9	12.6	3.3	2.5	1.7
	必 要 が な い	12.4	14.6	12.4	13.0	51.7	7.3
配 さ れ て い る	今の配慮の程度で 十分である	94.3	89.4	92.9	95.7	100.0	96.3
	十分でない	5.7	0.6	7.1	4.3	0.0	3.7

の労働時間に関する配慮の有無別構成比

(%)

業			職					業	
公 務	そ の 他		専門的・技術的 職業従事者	事務従事者	販売従事者	運輸・通信者	従 業 者 技能工・生産工 程作業者	サービス 従事職業者	そ の 他
100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
92.0	100.0		94.0	72.6	83.1	72.5	76.9	96.6	69.3
0.0	0.0		2.3	7.5	5.0	0.0	9.9	0.0	11.5
8.0	0.0		3.7	19.9	11.9	27.5	13.2	3.4	19.2
100.0	100.0		95.1	97.4	93.8	100.0	91.8	100.0	98.4
0.0	0.0		4.9	2.6	6.2	0.0	8.2	0.0	1.6

表18 産業別、職業別、学校を続けていくため

区 分		計	産					
			建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 ・ 金 ・ 保 険 業	不 動 産 業	運 輸 ・ 通 信 ・ 電 気 ・ 熱 ・ 給 水 業	サ ー ビ ス 業
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
転職 経験	あ	る	11.7	15.2	7.0	15.9	17.4	15.9
	な	い	88.3	84.8	93.0	84.1	82.6	84.1
転職 回数	小	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1	回	64.9	69.4	84.1	49.3	0.0	68.5
	2	回	19.7	14.2	4.9	34.1	64.3	15.1
	3	回	11.6	12.7	6.8	15.5	8.4	12.6
	4	回以上	3.8	3.7	4.2	1.1	27.3	3.8
転職 理由 (MA)	職場で時間の配慮を 全くしてもらえない		17.0	10.6	24.7	11.1	9.8	17.5
	職場のふんい気が通 学に対して冷めたい		15.8	2.4	21.3	11.1	27.3	18.2
	仕事をする時間が変 わったりするので通 学に適さない		19.3	28.2	17.2	17.6	8.4	21.1
	通学に大変時間がか かる		29.9	7.7	48.8	19.7	8.4	31.5
	職場の人たちが忙し く仕事をしているの でどうしても遠慮す る		10.5	38.0	1.7	13.6	0.0	9.3
	賃金が低く家族や自 分の生活費・学費な どが足りない		25.9	28.2	25.6	19.9	35.7	30.0
	そ		29.8	26.6	21.1	43.7	54.5	21.5

の転職経験の有無並びに回数及び転職理由別構成比

(%)

業			職					業	
公 務	そ の 他	専門的・技術的 業務従事者	事務 従事者	販売 従事者	運送 ・事 通信者	技能 工作・生 産工者	サービス 従事者	そ の 他	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
13.4	0.0	10.9	41.7	18.2	45.3	5.9	7.8	15.5	
86.6	100.0	89.1	58.3	81.8	54.7	94.1	92.2	84.5	
100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
40.6		91.3	74.9	49.8	22.9	66.2	54.1	53.9	
59.4		5.1	13.9	28.7	10.4	24.8	24.6	21.1	
0.0		0.2	7.1	21.5	8.9	7.8	16.3	25.0	
0.0		3.4	4.1	0.0	57.8	1.2	5.0	0.0	
40.6		6.8	32.2	15.0	19.3	13.4	4.7	7.0	
0.0		3.4	23.0	15.0	28.9	10.3	40.5	5.5	
40.6		15.8	18.4	30.2	8.9	14.4	51.8	6.1	
0.0		52.8	54.4	12.2	8.9	23.6	7.0	10.6	
0.0		5.1	9.4	14.8	0.0	12.4	21.6	3.9	
40.6		26.3	19.3	16.9	66.7	29.7	51.8	18.2	
59.4		14.6	11.6	40.6	14.1	31.3	23.9	73.2	

表 19 産業別、職業別、学業継続の見通し及び

区 分		計	産 業					
			建 設 業	製 造 業	卸・小 売・金 ・動 保 ・金 ・業	不 動 産 業	運 輸 ・ 通 信 ・ 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 ・ 給 水 ・ 業	サ ー ビ ス 業
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
学 業 見 通 し	続けられると思う	92.3	93.8	89.0	95.3	97.2	95.7	95.7
	迷っている	5.5	3.4	7.7	3.3	2.8	3.6	3.6
	わからない	2.2	2.8	3.3	1.4	0.0	0.7	0.7
	わ かり ない	2.2	2.8	3.3	1.4	0.0	0.7	0.7
迷 っ て い る 場 合 の 理 由 (M A)	小 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	職場で時間の配應を 全くしてもらえない	0.5	0.0	0.0	3.9	0.0	0.0	0.0
	仕 事 が 忙 し い	13.9	34.5	0.0	3.9	0.0	82.9	82.9
	職場のふんい気が通 学に対して冷めたい	0.5	0.0	0.6	0.0	0.0	0.3	0.3
	職場の人たちが忙し く仕事をしているの でどうしても遠慮す る	5.5	0.0	2.5	20.4	0.0	7.6	7.6
	疲 れ る	77.3	6.0	91.5	61.6	100.0	48.0	48.0
	勉 強 が 難 か し い	40.7	0.0	55.1	13.0	0.0	16.4	16.4
	学校へ行っても役に 立たない	8.2	0.0	1.6	45.1	100.0	0.0	0.0
	賃金が低く家族や自 分の生活費・学費な どが足りない	20.0	7.1	26.7	9.9	0.0	0.3	0.3
	そ の 他	44.2	59.5	50.0	9.2	100.0	44.1	44.1

学業 継続について迷っている場合の理由別構成比

(%)

業		職					業		
公	そ	専	事	販	運	技	サ	職	そ
務	の	門	務	売	従	能	職	業	の
	他	業	従	従	・	工	業	従	他
		的	事	事	事	作	ビ	事	
		的	者	者	者	生	ス	者	
		者				産			
		者				工			
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
94.5	100.0	96.0	97.7	93.1	100.0	89.5	96.6	94.2	
5.5	0.0	4.0	1.7	5.0	0.0	7.1	1.9	5.1	
0.0	0.0	0.0	0.6	1.9	0.0	3.4	1.5	0.7	
100.0		100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	
0.0		0.0	0.0	6.1		0.0	0.0	0.0	
0.0		88.1	0.0	65.7		2.7	0.0	0.0	
0.0		0.7	0.0	0.0		0.6	0.0	0.0	
0.0		7.9	0.0	7.2		4.4	36.6	0.0	
0.0		88.1	0.0	39.2		82.9	54.9	92.2	
0.0		19.2	0.0	12.7		53.7	0.0	7.8	
0.0		0.0	75.0	6.1		8.4	0.0	0.0	
100.0		0.7	25.0	15.5		25.8	0.0	0.0	
0.0		80.1	0.0	9.4		41.4	26.8	92.2	

表 20 産業別、職業別、通学の目的、昼間働くこの有無及び進学を希望する学校の種類別構

区 分		計	通 学 の 目 的 (M A)						
			学では是非卒業したい 取得のため(高校ま	国家試験等の受験のため	職がよくなる 場での待て	現役 在立 のて 仕る 事た にめ	転職に 設立 てる ため	教養を 高める ため	そ の 他
計		100.0	85.3	13.8	12.0	14.7	13.2	37.0	9.9
産 業 公 務	建 設 業	100.0	87.2	24.9	5.2	29.0	17.6	29.0	17.4
	製 造 業	100.0	83.4	8.6	14.7	14.4	16.2	36.1	9.0
	卸売・小売・金融・ 保 險 ・ 不 動 産 業	100.0	86.7	8.7	9.9	11.4	7.9	42.1	9.0
	運輸・通信・電気・ガス 水 道 ・ 熱 供 給 業	100.0	86.7	8.5	5.3	8.1	3.0	28.2	12.3
	サ ー ビ ス 業	100.0	88.4	27.6	11.2	15.3	11.7	37.4	9.0
	公 務	100.0	47.9	13.4	5.9	0.0	7.1	21.8	58.0
	そ の 他	100.0	100.0	0.0	26.4	0.0	26.4	26.4	0.0
職 業	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業 従 事 者	100.0	87.8	41.7	10.0	24.1	15.8	54.4	8.8
	事 務 従 事 者	100.0	92.3	9.2	15.6	5.4	2.6	20.2	7.8
	販 売 従 事 者	100.0	89.7	8.4	7.1	5.4	13.9	26.9	11.6
	運 輸 ・ 通 信 従 事 者	100.0	74.5	9.4	9.4	0.0	23.8	56.7	10.4
	技能工・生産工程作業	100.0	84.5	11.2	15.2	16.0	16.9	36.5	9.8
	サービス職業従事者	100.0	84.0	14.7	3.0	13.2	6.4	44.9	17.0
	そ の 他	100.0	79.8	7.9	7.7	16.4	2.8	35.1	4.0

とにした最も大きな理由、上級学校への進学希望
成比

(例)

進学するに当たり、昼間働くことにした最も大きな理由				卒業後は大学などでもっと勉強したいか		進学したい学校の種類（M A）						
経済的に困難だったため	所學でできなかったため	少ししてでも早い時期から始めたい	その他	したい	したくない	小計	昼間の大学	夜間の大学	通信教育	専修学校・各種学校	その他	
28.2	4.9	28.1	38.8	40.4	59.6	100.0	16.5	39.4	1.0	33.9	11.9	
14.2	3.9	21.7	60.2	47.3	52.7	100.0	31.1	19.4	1.2	12.2	37.3	
33.1	4.0	25.5	37.4	34.7	65.3	100.0	16.8	47.6	0.7	26.9	7.9	
21.5	7.0	33.1	38.4	34.6	65.4	100.0	20.1	48.7	2.8	15.4	13.4	
18.4	5.5	0.7	75.4	17.5	82.5	100.0	0.0	73.6	0.0	0.0	26.4	
28.5	4.9	34.4	32.2	58.3	41.7	100.0	11.3	25.9	0.2	61.0	9.9	
75.6	0.0	0.0	24.4	73.9	26.1	100.0	7.4	71.6	0.0	21.0	0.0	
0.0	26.4	0.0	73.6	0.0	100.0							
25.7	1.8	46.7	25.8	75.6	24.4	100.0	17.0	14.5	0.5	61.1	11.8	
31.3	5.2	22.5	41.0	57.7	42.3	100.0	4.2	49.0	0.0	53.0	3.4	
26.4	3.7	18.9	51.0	39.1	60.9	100.0	4.0	46.3	5.8	28.8	15.7	
36.6	11.1	0.0	52.3	45.6	54.4	100.0	0.0	52.2	0.0	0.0	47.8	
26.6	4.7	30.0	38.7	28.9	71.1	100.0	15.8	48.4	0.8	24.7	10.5	
22.1	12.8	31.2	33.9	48.6	51.4	100.0	31.8	60.1	0.5	7.9	5.5	
45.5	1.3	10.5	42.7	47.3	52.7	100.0	26.0	10.6	0.0	36.8	26.7	

夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と
学業との時間的両立等に関する調査票

〔事業所票〕

勤労青少年局

事業所名称	事業所番号	事業所種別	事業所規模
			1 1040人 以上 2 500～999人 3 500～999人
調査員氏名		調査年月日	

記入上の注意

- (1) 原則として10月1日現在について記入してください。
 (2) 特記することのない限り、出てはまる答えに○印をつけてください。
 また、空欄が必要な事項を記入してください。
 (3) 出印は記入しないでください。

I 事業所に関すること

名 称	電話 ()
所 在 地	
事業所規模	
事業内容	

II 労働者数に関すること

雇用形態	労働者総数	うち青少年数 (13～24歳)	うち夜間の高等学校に 通学している青少年数
計		人	人
常 用			
臨時・日雇			

III 夜間の高等学校に通学している勤労青少年に関すること

問1 夜間の高等学校に通学している勤労青少年のために、労働時間その他の点について特別な配慮をしておられますか。

1 している	2 していない	3 必要がない
--------	---------	---------

何の配慮がありますか。

1 あ る	2 な い
-------	-------

それは次のどれに当たりますか。
 (出てはまる答えのすべてに○印をつけてください。)

1 労働時間	2 就業規則	3 その他 [具体的に記入してください]
--------	--------	-------------------------

問2 問1で「特別の配慮をしている」と答えた事業所にのみ答えます。

問2-1 労働時間に関する配慮をしておられますか。

1 している	2 していない
--------	---------

それはどんな内容ですか。
 (出てはまる答えのすべてに○印をつけてください。)

通学の場合(試験期間中もその他の場合も異なる旨を必ず配慮している場合)

1 本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する — それは何分ぐらいですか — () 分) ぐらい
2 早退を認める
3 勤務時間を変更する
4 残業をさせない
5 空費制勤務につかせない
6 その他(具体的に記入してください。)

(試験期間中だけ配慮している場合)

1 本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮する — それは何分ぐらいですか — () 分) ぐらい
2 早退を認める
3 勤務時間を変更する
4 残業をさせない
5 空費制勤務につかせない
6 その他(具体的に記入してください。)

(文化祭、校外の競技会等、早退に行われる学校行事への参加について配慮している場合)

1 特別有給休暇を与える
2 特別無給休暇を与える
3 代わりの出勤をさせる
4 その他(具体的に記入してください。)

問2-1-1 問2-1-2「労働時間に関する配慮をしている」と答えた事業所にだけおこないます。

労働時間に関する配慮ができない特別な理由がありますか。

1	あ	い	2	た	い
---	---	---	---	---	---

それはどのような時期ですか。

(当てはまる答えのすべてに○印をつけてください。)

1 本人の 出勤時 間	2 商品 の 売り出し 期・閑 期	3 決算期	4 その他 (具体的に記入してください)
----------------------	----------------------------------	----------	----------------------------

問2-2 経済的配慮をおこなわれますか。

1	し	て	い	る	2	し	て	い	な	い
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

それはどんな内容ですか。

(当てはまる答えのすべてに○印をつけてください。)

- 本人の労働時間を制度的に一般の労働者より短縮して就業時間を早めても、賃金カットをしない
- 早退を認めても賃金カットをしない
- 就業時間短縮の設置
(設置している場合→その適用内容)
 - 全額給付
 - 全額減額
 - 一部減額
 - その他(具体的に記入してください)
例……一定労働年数以上の者に限って全額給付にしている制度等

- 入学金、授業料、教材費等、対象を限定して奨励

(適用している場合→その適用内容)

- 全額給付
- 全額減額
- 一部減額
- その他(具体的に記入してください。)

- 交通費の支給
(通学のためのものに限る)
 - 全額支給
 - 一部支給

- 給食費の支給
(学校で給食されるものに限る)
 - 全額支給
 - 一部支給

- その他(具体的に記入してください。)

問2-3 向かふ他の配慮をして取られますか。

1	し	て	い	る	2	し	て	い	な	い
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

それはどんな内容ですか。

(当てはまる答えのすべてに○印をつけてください。)

- 通学用自転車等を運行する
- 通学用自転車等を通学に用いることを認める
(貸・与)
- 習習金・費に学習費(通常の授業以外の学習費用の増額)を設定する
- その他(具体的に記入してください。)

注2 問1で「特別の配慮をしていない」と答えた事業所に、特に「労働時間に関する配慮」に該当する理由を記入します。

在籍の高等学校に在学している勤労青少年のために「労働時間に関する配慮」をしていない理由についてお答えください。
(当てはまる答えのすべてに○印をつけてください。)

- 他の従業員と比べて不公平になる
- 従業員が少ないことなどから配慮の余裕がない
- 業種が過半未満でない
- その他(具体的に記入してください。)

問* 問)で「特別の配慮や手配が必要なし」と答えた事業所に、特に「労働時間に関する配慮」が図ってお届けします。

所定の高等学校に該当している勤労青少年のため「労働時間に関する配慮」をすも必要がない理由についてお答えください。
(当てはまる答えのすべてに○印をつけてください。)

1 就業時間が短いがあ	2 作業がないから	3 学校が近くにあるから	4 その他
-------------	-----------	--------------	-------

1 事業所一般の就業時間が短い	1 事業所一般の作業がない	[具体的に記入してください。]
2 当該勤労青少年がパート・タイマーやアルバイトであるため	2 当該勤労青少年がパート・タイマーやアルバイトであるため	

問* 問)で「所定の高等学校に該当している勤労青少年の労働時間の超過は学校卒業後、将来的にあり得る」と答えた事業所に、特に「労働時間に関する配慮」が図ってお届けします。

1 あり	2 あり
------	------

その内容は次のどれに当たりますか。
(当てはまる答えのすべてに○印をつけてください。)

1 給与の変更
2 業務の変更
3 賃金の変更
4 その他 (具体的に記入してください。)

IV 通信教育との関係についてお尋ねします。
(当てはまる答えのすべてに○印をつけてください。)

通信教育を受けている勤労青少年はいいますか。

1 い	2 な	3 り
-----	-----	-----

その学校の種類は次のどれですか。
(当てはまる答えのすべてに○印をつけてください。)

1 高等学校
2 短期大学
3 大学
4 その他 (具体的に記入してください。)

※ スターライン「距離超過」の欄の問いは図られています。

1 特別に配慮している	2 配慮していない
-------------	-----------

その内容は次のどれに当たりますか。
(当てはまる答えのすべてに○印をつけてください。)

1 特別有給休暇(年次有給休暇とは別)として支給
2 特別無給休暇(年次有給休暇とは別)として支給
3 年次有給休暇+特別有給休暇 (年次有給休暇不足分を特別有給休暇として支払)
4 年次有給休暇+特別無給休暇 (年次有給休暇不足分を特別無給休暇として支払)
5 その他(具体的に記入してください。)

夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と
学業との時間的両立等に関する調査票

(個人票)

労働者青少年局

労働時間 調査用	生年 調査用	個人 番号	労働者青少年局	労働者青少年局

記入上の注意

- (1) 労働として10月1日現在について記入してください。
 (2) 特記ごときでない限り、記入は書き表し、10月1日以後につけてください。
 (3) 労働に必要事項を記入してください。
 (4) 労働に必要事項を記入してください。

I あなたの自費のことについてお尋ねします

性	年齢	現在の勤務先(会社等)での勤務状況
1 男	()歳	1 4か月未満 2 4か月以上1年未満 3 1年以上2年未満 4 2年以上3年未満 5 3年以上4年未満 6 4年以上
2 女		

II 職業生活についてお尋ねします

問1 あなたの仕事の種類をお書きください。

1 建設・生産工程の仕事	(原料・材料を加工する作業、機械器具を組立・調整・修繕する作業、製造・印刷・製本の仕事、建設作業、機械及び製造機械を操作する作業等)
2 事務の仕事	(一般事務、会計事務、集金、タイピスト、キーボードオペレーター等)
3 販売の仕事	(商店・デパートの店員、文芸員等)
4 サービスの仕事	(店・美容院、オーケストラ、新聞人、ウェイトレス、ウエーター、娯楽場等の接客員等)
5 専門的・技術的な仕事	(音響師、演奏者、俳優、技術者等)
6 運輸・通信の仕事	(電報交換手、電報通話士、自動通話機作業者等)
7 その他	(具体的に記入してください。)

問2 あなたの業務の形態は次のどれですか。

1 常勤	2 臨時・日雇
------	---------

III 職業と学業の両立について、特に時間的両立についてお尋ねします

問1 あなたの仕事の就業時刻と学校の始業時刻をお書きください。

1 仕事の本来の就業時刻は何時ですか。

時	分
---	---

2 学校の始業時刻は何時ですか。

時	分
---	---

問2 仕事を終えて職場を出るまでの間に時間を必要としていますか。
(例として通勤と、身支度の時間)

1 必要とする	2 必要としない
---------	----------

それは何分ぐらいですか。→()分

問3 職場から学校まで、どこまで寄り道をしないで何分ぐらいかかりますか。→()分

IV あなたの職場では、有期通学のための時間の配達がされていますか。

1 されている	2 されていない	3 必要がない
---------	----------	---------

どのような配達の程度で十分ですか。

1 十分である	2 十分でない
---------	---------

どのような配達が足りませんか。
事業所に対する希望をお書きください。

(具体的に記入してください。)

どうしてですか。

(具体的に記入してください。)

V 学校を続けていくために転職したことがありますか。

1 あ ら い	2 た い
---------	-------

転職した理由は何ですか。
(当てはまる番地のすべてに○印をつけてください。)

1 職場や時間の配属を全くしてもらえない
2 職場のふんい気が適学に対して冷めたい
3 仕事をする時間が変わったりするので 適学に過ぎない
4 適学に大変時間がかかる
5 職場の人たちが忙しく仕事をしているのでどうしても通達する
6 資金が足りず家族や自分の生活費・学費などが足りない
7 その他 (具体的に記入してください。)

VI 今の状態でいくと学校を続けられそうですか。

1 続けられると思う
2 迷っている
3 わからない

迷っている理由は何か。
(当てはまる番地のすべてに○印をつけてください。)

1 職場や時間の配属を全くしてもらえない
2 仕事が多い
3 職場のふんい気が適学に対して冷めたい
4 職場の人たちが忙しく仕事をしているのでどうしても通達する
5 嫌 げ る
6 勉強が難しい
7 学校に行っても役に立たない
8 資金が足りず家族や自分の生活費・学費などが足りない
9 その他 (具体的に記入してください。)

VII 最終に3項目お尋ねします

問1 あなたは高等学校へ進学するつもりです。選りたくこととした最も大きな理由は何か。

1 経済的に恵まれたため
2 親や先生より今日朝へ進学できなかったため
3 少しでも早い時期から今の仕事をする方がベターになるため
4 その他 (具体的に記入してください。)

問2 進学する目的を教えてください。

(当てはまる番地のすべてに○印をつけてください。)

1 学歴取得のため (最終までは是非卒業したい)
2 国家試験等の受験のため
3 職場での待遇がよくなるため
4 現在の仕事に役立てるため
5 転職に役立てるため
6 教養を高めるため
7 その他 (具体的に記入してください。)

問3 卒業後は大学などでもっと勉強したいですか。

1 したい	→ どこでですか。
2 したくない	

1 国語の大学
2 専門の大学
3 通信教育
4 専門学校・各種学校
5 その他 (具体的に記入してください。)

昭和56年7月10日 印刷
昭和56年7月15日 発行

夜間の高等学校に通学している勤労青少年の
職業と学業との時間的両立等に関する調査

年少労働調査資料 第71集

発行 労働省婦人少年局
郵便番号 100
東京都千代田区大手町1-3-1
印刷 (有)大和プリント
東京都千代田区岩本町2-16-15第二中屋ビル2F
TEL 03(863)5605・5606

GAa1/1

8B-2-82



女性と仕事の未来誌



00762600